# 平成 24 年度事前分析表

	<b>ぺ-</b>	ージ
政策 1	国家公務員の人事管理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
政策 2	適正な行政管理の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
政策 3	行政評価等による行政制度・運営の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
政策 4	地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等・・・・・・・・・・1	1
政策 5	地域力創造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 %	3
政策 6	地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化・・・・・ 1 !	5
政策 7	地域主権型社会を担う地方税制度の構築・・・・・・・・・・・・・1	7
政策8	選挙制度等の適切な運用・・・・・・・・・・・・・・・・・1 8	8
政策 9	電子政府・電子自治体の推進・・・・・・・・・・・・・・・・2 (	0
政策 10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進・・・・・・・・・・・・・2	1
政策 11	情報通信技術高度利活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・2	2
政策 12	放送分野における利用環境の整備・・・・・・・・・・・・・・2	4
政策 13	情報通信技術利用環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・2	5
政策 14	電波利用料財源電波監視等の実施・・・・・・・・・・・・・・2	7
政策 15	ICT分野における国際戦略の推進・・・・・・・・・・・・・・2	9
政策 16	郵政行政の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	0
政策 17	一般戦災死没者追悼等の事業の推進・・・・・・・・・・・・・・3	1
政策 18	恩給行政の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	2
政策 19	公的統計の体系的な整備・提供・・・・・・・・・・・・・・・3	3
政策 20	消防防災体制の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・3	5

(総務省24一①)

政策名 (※1)	政策 1 : 国家公務員の人事管	<b>管理の推進</b>						作成責任者名	人事・恩給局総務課長 堀江 宏之
政策の概要	の適正な運用、職員の再就職 を通じて的確な人事管理を挑	管理の徹底、多様な人材の確保と活 歳に関する情報公開等適正な退職管 隹進する。また、公務員が持てる能 一ク・ライフ・バランス)の推進、	理の推進 力を十分	及び職員の高齢化への対応 ↑発揮できる環境を整備する	等の取組 ため、職	担当部局課室名	人事・恩給局 総務課 他3課室	分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	的確な人事管理を推進し、公利 行政サービスを実現する。	務員が持てる能力を十分発揮できる環	環境を整備	まするとともに、国家公務員制	度改革を持	進進することにより、	国民の信頼を確保しつつ、質の高い	政策評価実施予定時期	平成25年8月
施策目標	測定指標	基準(値)	(※2) 基準年度	・ 目標(値)	目標年度		測定指標の選定理由及び	目標(値)(水準・目	目標年度)の設定の根拠
能力及び実績に基づく人事管 理を徹底すること	職員(本府省庁の課室 1 長級)のうち、評価者 講座を受講した割合	12. 4%	23年度	約25%	24年度	価者の目線合わせ対象コースを設け 基準値及び目標のの受講者割合を全数・基準値=473人	せ」を目的とした「評価者講座」を けたところ。 値については、人事・恩給局が全数 たしたもの(これらの職員について 女受講を目標としているもの)。 (平成23年度受講者数)/3,800人	平成21年度から 受講を目標とし は、各本府省庁 (本府省庁課室:	つ公正に実施される必要があることから、「評開催しており、23年度から本府省庁の課室長級 て評価者訓練を実施する、本府省庁の課室長級の中枢にあり、人事管理上重要な位置を占めて 長級想定全数)×100 、(本府省庁課室長級想定全数)×100
		平成23年12月21日に、平成22年度 の任用の状況に係るフォローアッ プの結果を公表	23年度	フォローアップの着実な 実施	24年度				状況についてフォローアップを行い、その実態  ることにも資するものであるため指標として設
	発達障害者の雇用促進 方策を検討するための 「チャレンジ雇用」の 推進状況	(平成23年度新規施策)	_	総務省における発達障害 者の職場体験実習の着実 な実施	24年度		用促進方策の検討により、チャレン こも資するものであるため指標とし		れ、社会的要請も含めた多様な人材の確保及び
多様な人材を確保し活用すること	各種人事交流の推進と 4 実施状況のフォロー アップ	下記のとおりフォローアップの結果を公表 (府省間人事交流の実施状況) 平成23年8月12日公表 (国と地方公共団体との間の人事 交流状況) 平成23年12月21日公表 (民間から国への職員の受入状況) 平成24年1月25日公表		フォローアップの着実な 実施	24年度		推進し、その状況についてフォロ− ら資するものであるため指標として		は、官民の相互理解、人材育成、多様で有為な
国家公務員給与等の改定及び 退職手当制度の適正な運用を	一般職給与法及び特別 5 職給与法に係る検討の 着実な実施	平成23年9月30日 人事院勧告 10月4日 第1回給与関係閣僚会 議開催 10月25日 第2回給与関係閣僚会 議開催 10月28日 第3回給与関係閣僚会 議開催、公務員の給与改定に関す る取扱いについて(閣議決定)	23年度	本年の人事院勧告を受け、給与関係閣僚会議を開催し、公務等関係の総議やに関する取扱方針の閣議決定に向けて検討を行い、政府方針に基づき適切に対応	24年度	律」により平成2 た場合、人事院額	4年4月から平成26年3月まで給与 助告を踏まえて、国政全般の観点か	⊦減額支給措置を ヽら検討を行った	家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法 講じているところ。本年の人事院勧告が出され 上で公務員の給与に関する取扱方針を閣議決定 して設定(平成23年度実績を基準として、目標
行うこと	の退職金の状況等を参 考とした退職手当制度 の見直しに係る検討の	「退職手当の支給状況(平成22年 度退職者)」、「平成23年度民 企業における退職給付制度の実態 に関する調査」を実施し、退職手 当制度の見直しに係る検討に着手		平成24年度中に国家公務 員退職手当法改正法案を 国会に提出	24年度	び「共済年金職」職」制度の導入等	域部分と退職給付に関する有識者:	会議」の議論を 所要の法案を国	引企業の状況等に係る人事院の調査結果・見解及 踏まえ、官民較差の解消や、いわゆる「希望退 1会に提出することを目指していることから、指 の目標を設定)。

	7	国家公務員法に基づく 再就職情報の閣議報告 及び公表の着実な実施	・平成23年6月17日(同年1月1日~3月31日分)、同年8月26日(同年4月1日~6月30日分)、同年12月22日(同年7月1日~9月30日分)、平成24年3月27日(平成23年10月1日~12月31日分)にそれぞれ閣議報告し、公表・平成23年8月26日に平成22年度分を公表	23年度	閣議報告及び公表の着実 な実施	24年度	適正な退職管理を推進する上で職員の再就職に関する情報公開が重要であるところ、国家公務員法において、再就職情報の内閣一元管理・公表の実施が規定されていることから、指標として設定(平成23年度実績を基準として、目標を設定)。また、同様に、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)等において、独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表の実施が定められていることから、指標として設定(平成23年度実績を基準として、目標を設定)。
職員の再就職に関する情報公 開等適正な退職管理を推進す るとともに、中高年期の職員 の活用を図ること	8	に就いている退職公務	平成23年12月22日に平成23年度に おける独立行政法人等の役員に就 いている退職公務員等の状況を公 表	23年度	公表の着実な実施	24年度	
	9	再任用職員数	5, 078人	23年度	前年度実績を上回る数	24年度	中高年期の職員の活用を図る上で、雇用と年金の接続の重要性に留意することが重要であるところ、退職管理基本 方針(平成22年6月22日閣議決定)等において、再任用制度の活用が掲げられていることから、指標として設定 (平成23年度実績を基準として、目標値を設定)。
	10	人事・恩給「という」 ・恩給「グラの会」 ・恩治のできるののでは、 ・のでは、	参加者の80%	23年度	参加者の85%超	24年度	また、職員が自ら退職後の新しい生活に備え生活設計を行っていくことが重要であるところ、その支援を行い、高齢期の職員の意識改革の推進を図る方策として「退職準備プログラム」を実施。「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」を踏まえ、これを着実に推進していくため、退職準備プログラム等担当者等請り会における講義内容の充実を図るとともに、キャリアカウンセリングを平成24年度において試行的に実施し、より効果的なプログラムを実施していく必要があるため、費用対効果を意識した上での有効性等に関するアンケート調査結果を指標として設定。 【参考】人事・恩給局による退職準備プログラム等担当者等講習会の参加者数:778人(平成23年度)
職員の仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・パラン ス)を推進すること	11	育児休業取得促進のための啓発講演会の参加者に対するアンケート調査結果(参考になったと回答した者の割合)	参加者の84.4%	23年度	前年度水準超	24年度	男性職員等を対象とした啓発講演会やパンフレット等の啓発活動を有意義にすることは、男性職員の育児休業等の取得を促進し仕事と生活の調和を実現することにつながるため指標として設定(平成23年度実績を基準として、目標値を設定(前年度水準超))。 【参考】育児休業取得促進のための啓発講演会の参加者数:303人(平成23年度)
職員の能力開発・啓発を推進すること	12	各種啓発事業の参加者 に対するアンケート調 査結果 (有効であると 回答した者の割合)	各省幹部懇話会:97.2% 官民幹部合同セミナー:100% 官民交流セミナー:100% 内閣重要政策研修:98.9% 管理職員プロフェッショナルセミナー:100% 新任管理者合同セミナー:96.8% 新任管理者基本セミナー:93.3% 人事及び労務管理者啓発課程:		各事業とも前年度水準を維持	24年度	各種啓発事業は、全政府的観点に立った人事管理施策の一環として行われているものであり、これを着実に行うことで政府職員としての意識及び一体性が確保され、職員の能力開発・啓発が推進されるため指標として設定(平成23年度実績を基準として、目標値を設定(既に極めて高い水準に達しているため、前年度水準を維持))。なお、各種啓発事業は、昨年度のアンケート調査の結果、高い満足度が得られている。引き続き、参加者に対し、費用対効果を意識した上での有効性等についてアンケート調査を行い、改善すべき点等といった意見を聴取することで、より効果的な事業への見直しを行っていく。  【参考】各種啓発事業の実績(平成23年度) 各省幹部懇話会 実施回数:5回、参加者数:79人、アンケート回答数:72人官民幹部合同セミナー実施回数:2回、参加者数:41人、アンケート回答数:40人官民交流セミナー実施回数:2回、参加者数:41人、アンケート回答数:40人官民交流セミナー実施回数:2回、参加者数:95人、アンケート回答数:46人、アンケート回答数:22人新任管理者占向セミナー実施回数:2回、参加者数:32人、アンケート回答数:22人新任管理者基本セミナー実施回数:1回、参加者数:31人、アンケート回答数:776人実施回数:1回、参加者数:878人、アンケート回答数:776人実施回数:1回、参加者数:15人、アンケート回答数:776人
職員の心の健康づくりを推進すること(自殺防止対策を含む。)	13	各府省等の管理監督職員やカウンセラーを対象とする心の健康づくりのための講習会等の着実な実施	各種講習会等の受講者数(約4,400名) 各種講習会等の受講者に対するアンケート調査結果(有効であると回答した者の割合:96.9%)	23年度	前年度水準を維持	24年度	各府省等の管理監督職員やカウンセラーが、職員の心の健康づくり(自殺防止対策を含む。)を有効に推進できるよう、受講者のニーズに合致した講演会、講習会、e-ラーニング等を幅広く実施する必要があるため指標として設定。なお、昨年度のアンケート調査結果については、高い評価を受けているが、さらに精査、改善を図り、より効果的な講習会等を実施していく。 【参考】各種講習会等の受講者:500人、e-ラーニングの受講者数:3,900人(平成23年度)
	14	各府省等における職員 の心の健康づくり(自 殺防止対策を含む)施 策実施状況の把握	各府省等における施策の実施状況 を把握	23年度	実施状況の把握及び把握 結果を踏まえた総務省実 施施策の見直し	24年度	政府全体を通じた職員の心の健康づくり(自殺防止対策を含む。)の一層有効な推進を図るため、各府省等が独自 に行っている自殺防止対策等の実施状況の把握及びその結果を踏まえ、総務省での実施施策に取り組む必要がある ため、指標として設定。

	達成手段	補正後予算額	24年度	関連す	きけるいの概要な						
	(開始年度)	22年度	23年度	当初予算額	指標	達成手段の概要等					
(1)	人事管理推進事業(昭和40年度)	163百万円 (155百万円)	138百万円	115百万円	1~14	国家公務員制度の企画・立案及び人事管理に関する総合調整等を行うため、能力・実績を重視した人事制度の推進、公務部門における高齢者雇用の推進、多様な人材の確保の推進等に資する調査研究や講習会等を実施していることから、施策目標の全てに関連する。					

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)または実績(値)を記載。

(総務省24-②)

政策名 (※1)	政策	き2:適正な行政管理の9	<b>美施</b>			作成責任者名 企画調整課課長 山下 哲夫 行政管理局(企画調整課、管理官	
政策の概要		<b>女手続制度、行政不服審</b> 3			区化及び国民の利便性向上を図る・個人情報保護制度の適正かつ円:		エニ・・・・・・   至)   公駅「耐等体系トの位
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】					取組を進めることにより、簡素で効率 することにより、行政の信頼性の確係		を実現する。また、行政手続制度、行政不服審査制度及び 性の向上を図る。
施策目標		測定指標	基準(値)	(※2) 基準年度	· 目標(値)	(※3) 目標年度	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			平成24年度末定員 299, 758人	23年度	各種の改革、業務見直しの結果 を反映した機構・定員審査の実 施	24年度	
	1	平成25年度機構・定員 審査	平成21年度末定員	21年度	平成25年度の各府省の合理化目標数を設定し、21年度末定員の2%以上を合理化	24年度	機構・定員の審査において、行政改革実行本部の取組、行政事業レビュー、地域主権改革、情報通信技術の活用等の反映や、業務量に応じた定員の再配置と減量・効率化を図ることは、行政需要に応じた効率的・効果的な行政の実現につながり得ることから、指標として設定。 ※平成21年度未定員は「平成22年度以降の定員管理について」(平成21年7月1日閣議決定)によるもの
/			302, 263人(※)	21年度	平成22年度から26年度までの5年間に21年度末定員(※)の10%以上を合理化	25年度	
行政需要に応じた、効率的・効果的な行政の実現並びにITの活用による行政運営の効率 化及び国民の利便性向上を実現すること	2		「政府情報システム改革 検討会」等を開催し、I T投資による効果を適切 に許価できる指標の在り 方について検討	23年度	投資対効果の向上の推進	24年度	I T投資によって得られる投資対効果の向上を推進することは、行政運営の効率化及び国民の利便性向上に資することから、指標として設定。 〈備考〉 ・平成24年3月に、政府情報システムの改善・刷新について検討を行う場として、I T戦略本部及び行政改革 実行本部の下に「政府情報システム刷新有識者会議」が設置され、今後、同会議の議論を踏まえた検討が必要。
		新たなオンライン利用	費用対効果等を踏まえた オンライン利用範囲の見	23年度	・申請等手続に係る費用対効果 等を踏まえたオンライン利用範 囲の見直しの推進		①費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直し②現に行われているオンライン利用を含む申請等手続に係る業務について、制度全体を視野に入れつつ、手続に係る業務フローを分析し、その手続の必要性や業務の在り方を含めた見直しを行う業務プロセス改革を推進することは、行政運営の効率化及び国民の利便性向上に資することから、指標として設定。
	3	新になオンライン利用 に関する計画に基づく 施策の推進状況	直し及び重点手続に係る 業務プロセス改革につい て検討		・オンライン重点手続に係る業務プロセス改革の推進	25年度	<備考> 「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月3日IT戦略本部決定)においては、手続所管府省が 当該手続の特性等に応じて、それぞれオンライン利用範囲の見直しや業務プロセス改革の成果指標の設定をす るとしているところ。目標年度については、新たなオンライン利用に関する計画の計画期間が平成23年度から 25年度であることから25年度と設定。
行政手続制度及び行政不服審 査制度の適正かつ円滑な運用 により、行政運営における公 正の確保及び透明性の向上並	4	行政 手続制度について、申請に対する処分のうち新設されたものに係る審査基準の設定割合	国:68.8%	21年度	100%	24年度	申請に対する処分のうち新設されたものに係る審査基準について、その設定状況を把握し、適正な運用を促すことは、行政運営における公正の確保及び透明性の向上につながることから、指標として設定(法令の規定により審査基準が言い尽くされているものを除き、100%となることを目標として設定。)。
びに簡易迅速な手続による国 民の権利利益の救済を図るこ と	5	行政手続制度について、意見公募手続における意見提出期間30日以上の件数の割合		21年度	100%	24年度	意見公募手続について、意見提出期間の状況を把握し、適正な運用を促すことは、行政運営における公正の確保及び透明性の向上につながることから、指標として設定(命令等を緊急に制定する必要がある場合等には30日未満となることもやむを得ないが、可能な限り100%を目指す趣旨で目標値を設定。)。

査制原により	手続制度及び行政不服審 度の適正かつ円滑な運用 り、行政運営における公 は保みな活躍性ののとよ	6	行政不服審査制度について、6か月以内に審 査請求が処理された件 数の割合			21年度	現況より増加させる 70%を目指す	こととし、	24年度	審査請求について、個別の事案に応じて事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、処理期間の傾向を把握し、簡 - 易迅速な手続の実施を促進することは、国民の権利利益の救済につながることから、指標として設定(平成21年度実績値
びに育	確保及び透明性の向上並 簡易迅速な手続による国 権利利益の救済を図るこ	7	行政不服審査制度について、審査請求の処理 期間が1年を超える件 数の割合			21年度	現況より減少させる 5%を目指す	こととし、	24年度	物理というでは、
国の行	行政機関等の情報公開・	8	国の行政機関等における情報公開制度における情報公開制度をにおるして、となく情報会には、情報は別のには、別のは、大きのでは、大きないでは、大きないないでは、大きないないでは、大きないないは、大きないないは、大きないないないは、大きないないないないないないないないないないないは、大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	行政機関 : 87.1% 独立行政法人等:7	9. 7%	22年度	平成22年度値より増	d α	24年度	行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、原則的な開示期限である30日以内に開示決定等がなされることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、指標として設定(平成22年度実績値を基準として目標値を設定)。 〈備考〉 開示期限の短縮等を目的とした「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第60号)を、第177回通常国会において内閣官房より提出。
個人性円滑が利利を	情報保護制度の適正かつ は運用により、国民の権 は運用により、国民の権 益の救済、行政運営にお 公正、信頼性の確保・透 の向上を図ること	9	国の行政機関等における個人情報保護報覧等におけて、個人で、個人情報の企業報の監察では、1000年では、1	独立行政法人等:9	0. 2%	22年度	平成22年度値より増	da (	24年度	適時の監査の実施により個人情報保護の適正な運用が促進され、国民の権利利益の保護につながると考えられるため、指標として設定(平成22年度実績値を基準として目標値を設定)。
		10	国の行政機関等におけ る個人情報保護制度に おいて、個人情報の漏 えい等事案の件数(行 政機関及び独立行政法 人等)	行政機関 : 498件 独立行政法人等:2	, 006件	22年度	平成22年度件数より	減少	24年度	行政機関等における個人情報の漏えい等の発生件数を減らし、個人情報の適切な管理を実施することは、国民の権利利益の保護につながると考えられるため、指標として設定(平成22年度実績値を基準として目標値を設定)。
	達成 <sup>.</sup> (開始 <sup>.</sup>			補正後予算	補正後予算額(執行額) 22年度 23年度			関連する 指標		達成手段の概要等
(1)	平成25年度の各府省の合 25年度機構・定員審査の られる投資対効果の向上 続に係る業務プロセス改 (昭和21	実施 の推 革の	を、I T投資によって得 賃進、オンライン重点手 O推進	225百万円	180	百万円	180百万円	1~3	業務見直し 業務・シス	を機構・定員審査の過程を通じ、平成25年度における各府省別定員合理化数を設定するとともに、各種の改革、 しの結果を各府省の機構・定員審査に反映する。 ステム最適化計画及びオンライン利用拡大行動計画に基づいた各府省の取組について、モニタリング等のフォ プを行い、業務・システムの刷新や重点手続のオンライン利用を推進することで、行政運営の合理化・効率化及 引便性向上を達成する。
(2)	行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑 な運用 (昭和37年度)			(131百万円)			,	4~7	把握するたっている。 審査請求の	する処分のうち新設されたものに係る審査基準の設定状況及び意見公募手続における意見提出期間の設定状況をなどし、これらを踏まえて行政手続制度の適正な運用を促すことは、行政運営の公正の確保及び透明性の向上に の処理期間の傾向を把握し、これを踏まえて行政不服審査制度における簡易迅速な手続の実施を促進すること D 権利利益の救済を図ることにつながる。
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用 (平成13年度) ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組につ		120百万円 (94百万円)		百万円	107百万円		施行状況調査の実施等により国の行政機関等における制度の運用状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、議や研修を通じた制度の趣旨の徹底を行い、情報公開制度・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することは、営における公正、信頼性の確保・透明性の向上、国民の権利利益の救済を図ることにつながる。			

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)又は実績(値)を記載。

<sup>※3</sup> 測定指標に対する年度ごとの目標(値)がある場合には、目標(値)及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

政策の概要 各府省の政策・業務の実施状況等の調査結果に基づき勧告等を行う行政評価局調査の実施により、行政制度・運営の見直し、改善を推進するほか、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価の推進や、国民から国の行政会験に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談を実施。また、年金部録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。  基本目標[達成すべき目標及び場合の考え方・根拠]  「行政評価機能の更なる発揮を通じて型域なく行政運営を見直すことにより、国民に信頼される質の高い行政の実現に努める。  「行政評価機能の更なる発揮を通じて型域なく行政運営を見直すことにより、国民に信頼される質の高い行政の実現に努める。  「特殊主義を表現した。」  「全国規模の調査」													
### 2000年度 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	政策名(※1)	政策	<b>策3: 行政評価等による行政制</b>	度・運営の改善						作成責任者名	行政評価局総務課長 三宅 俊光		
	政策の概要	全角	・改善を推進するほか、各府省に 役に関する苦情等を受け付け、関	こおいて政策評価が円滑かつ着実に 関係行政機関に必要なあっせん等を	- 実施され - 行う行政:	るよう政策評価の推進や、国民か 相談を実施。また、年金記録の訂]	ら国の行政 Eに関し、	担当部局課室名行	T政評価局総務課他2課室		行政改革・行政運営		
		行政	<b>牧評価機能の更なる発揮を通じて</b> 『	聖域なく行政運営を見直すことにより、	、国民に信			政策評価実施予定時期	平成25年8月				
おおおいます。	施策目標	測定指標 基準(値)				目標(値)	 目標年度		測定指標の選定理由及び目	標(値)(水準・目標年度	E)の設定の根拠		
関係でお政権の規則として、合称をの課題が分析に対して、全部経験を表のである。				平成22年度に着手した調査5本 のうち4本については、23年度 末までに勧告等を行った。残る 1本については、24年4月に勧	23年度	平成23年度新規調査8本について24年度末までの適期に勧告等を行う。また、24年度新規調査10本のうち1本は24年度末までに勧告等を行うとともに、9本については25年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進	24年度	政制度・運営の見	直し・改善の実効性確保につ				
について、各府省の課題や問題点を実施した組み分析し、その結果に基づき改善方法を提示することにより、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること り、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること 「行政評価局調金に係る各所省の調査に基づく制告等」との表表と選が、保証の企業を担当することに、機動調査等の実施を行った。)。  全国規模の調査に基づく制告等に基づく影響を推進すること 「行政評価局調金に係る制告等」の反映、行政制度・運営の見直し、改善的構定」を認め、反映、行政制度・運営の見直し、改善的体験による対象について、公本の反映、行政制度・運営の見直し、改善の反映、行政制度・運営の見直し、改善の反映、行政制度・運営の見直し、改善の反映、行政制度・運営の見直し、改善の反映、行政制度・運営の見直し、改善の反映、行政制度・運営の見直し、改善による対象について、改成、企業の対象について、改成、企業が関係の関連に表して、設定を実施した。  本院経行の推進により、効果的かの効率的な行政の推進により、効果のかの効率的な行政の推進により、効果のかの効率的な行政の推進により、効果のかの効率的な行政の推進により、効果のかの効率的な行政の推進により、効果のから効率の方法で、評価の過程で使用した。 「行政評価の推進により、効果のから効率の存在情報の記載率」は国民のの対象に対して設定した。と、存在、対域を対象について、政策を実施の特性に応じな書効果とついて、政策を実施の特性に応じな書かり性適性して、データスはその所在情報の記載をした。と、存在、対域を対象に対して対象に対することに、各所省の意義を関することに、と、存在を表の対象について、政策を表の特性に応じな書かりを提供しているもの、表に関するガイドライン」が策定され、総務省はガイドライン・公本系の特性に応じな差が、影響をよる。と、各所省の無数率の向上について、発情の主に対した。より研究所を対象に対することに、と、所名、影響・にあるが表の手能に応じた監察を定し、と、各所者の無数率の特性に応じな差が、と、各所者の無数率の特性に応じな差が、影響をよる、対域を対象に対して対象を提供するともに、政策による政策の見直し、行政制度・運営の見直し、改善の主に対象を対象を把握することに、と、所名、影響・1896 (評価書の記載率の情報の公表に関するガイドライン」が策定され、総務省はガイドライン・発信的では、対象を注明する方がに対象を把握する方のを記載率を目標として設定したもの。  「お教育を変更ので開催する会議などを通じて関連などを通じて関連を記載を図表して対象を把握することにない、ガイドライン・交易で対象を把握する方のを記載を記述するに対象を記載を記述するに対象を対象を記載を表して関知域能を図表して関域能を図表を表して関知域能を図表を表して関知域能を図表を表して関知域能を図表を表して対象を記載を表して関立を表して関立を表して関知域能を図表を表して関知域能を図表を表して関知域能を図表を表して関知域能を図表を表して関知域能を図表を表して関立を表して関知域能を図える。  「対象を記述する、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、と、を表の対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、	評価専門機関として、各府	1		管区行政評価局、行政評価事務 所等においては、年金記録確認 業務への調査要員のシフトによ	23年度	年金記録確認業務の進捗状況を 踏まえつつ、順次、地域におけ る行政上の問題について地域計 画調査を実施し、具体的改善を	24年度	行政評価局調査のうち、地域計画調査は、特定の地域における行政上の問題について具体的改善を るためのもので、原則として年度内に調査及び改善意見の通知等を行うもの。					
全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率 98.2%(2回目のフォローアップ)を求めた、既往の全国規模の調査に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況 23年度 23年度 23年度 23年度 23年度 23年度 24年度 23年度 24年度 24年度 24年度 24年度 24年度 24年度 24年度 24	について、各府省の課題や 問題点を実証的に把握・分 析し、その結果に基づき改 善方策を提示することによ り、行政制度・運営の見直			震災対応に係る各府省等の取組 方針や動向について常時監視活 動を実施(その結果を踏まえ、 関係府省に対し、2件の改善通	23年度	各府省の取組方針、動向等について常時監視活動を展開し、必要に応じ、機動調査等の実施を	24年度	上の課題を把握する「常時監視活動」を展開することにより、より時宜に応じた調査テ					
動告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について、政策や業務の特性を考慮して一部定量的に把握した。    数数率: 78%		2	に基づく、関係府省の政策へ の反映、行政制度・運営の見	に対する改善措置率 98.2%	23年度	回目のフォローアップ) を求めた、既往の全国規模の調査に基づく勧告等における指摘事項の全てについて、改善が図られるようにすること(改善措置率	24年度	の状況を把握するとともに、政策や業務の特性に応じ改善効			果を定量的に把握することは、行政評価		
政策評価の推進により、効 果的かつ効率的な行政の推 進、国民への説明責任を果 たすこと			直し・改善の状況	直し・改善による効果につい て、政策や業務の特性を考慮し	23年度	し・改善による効果について、政策 や業務の特性に応じ定量的に把	24年度						
	果的かつ効率的な行政の推 進、国民への説明責任を果	3	いて、評価の過程で使用した データ又はその所在情報の記	(抽出方法)各府省の震災対応 状況等を踏まえ、簡易な方法に より確認することとし、各府省 別、研究開発・政府開発援助・ 新規事業評価・各公共事業等別 に評価書を計100件抽出して確認	23年度	(評価書の記載率の向上について、各府省を集めて開催する会議などを通じて周知徹底を図	24年度	着に努めていると	ころ、その定着状況を把握す	るため記載率を目標と			

政策評価の推進により、効 果的かつ効率的な行政の推 進、国民への説明責任を果	4	各府省における「目標管理型 の政策評価の改善方策に係る 取組について」(平成24年3 月27日政策評価各府省連絡会 議了承)に基づいた評価書の 改善方策の実施状況	各府省において試行的施するとともに、行政おいて「政策評価のまるガイドラインの一部び「目標管理型の政策善方策に係る取組につ取りまとめた。	評価局に 施に関す 改正」及 評価の改	23年度	改善方策を実施したR 合:100%	改善方策を実施した府省の割 合:100%		目標管理型の政策評価の改善方策については、「平成24年度行政評価等プログラム」において「各府省との情報交換や実態把握に努めつつ、円滑な実施を推進する」とされたところである。当該方策に基づいた評価書が作成されることにより、メリハリのある分かりやすい評価の推進、統一性・一覧性の確保が図られるもの。また、当該方策は政府全体としての取組であり、政策評価の実施主体である各府省において着実に実施されるべきものであることから、目標値として、目標管理型の政策評価を行っている府省における連絡会議了承に基づいた評価書の改善方策を実施した府省の割合を100%と設定。
たすこと	5	客観性担保評価活動(政策評 価の点検)の実施状況	平成24年度税制改正要 各府省が実施した租税 等に係る165件の評価 点検結果を23年11月に 会に報告した。	特別措置こついて、	23年度	平成25年度税制改正 各府省が実施した租 等に係る全ての評価 税制改正作業に資する 期に点検結果を税制 告すること。	脱特別措置 こついて、 るよう、適	24年度	客観性担保評価活動は、各府省の政策評価の質の向上とそれを通じた政策の見直し・改善等を目的とするもの。予算編成に関連が深い政策評価等に特化して、客観性の確保、質の向上等を図るための点検を行うこととしていることから、左記のとおり租税特別措置等に係る政策評価の点検について目標を設定。
	6	中央・地方の行政苦情救済推 進会議の審議案件数	36件		23年度	36件以上		24年度	
行政相談の推進により、行 政制度・運営の見直し、改	7	行政評価局(管区行政評価局 及び行政評価事務所を含 む。)受付の相談件数のうち の苦情件数	2, 243件		23年度	2, 250件以_	Ŀ	24年度	行政相談制度は、国の行政に関する相談を受け付け、必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるものである。このため、行政相談委員との協働を充実させながら、行政に対する国民の具体的な苦情案件をできるだけ吸い上げることは、制度の
善を推進すること	8	行政相談委員が管区行政評価 局又は行政評価事務所に処理 協力を求めた相談件数	1, 076件		23年度	1,100件以_	Ł	24年度	機能発揮の上で欠かせないことから、左記測定指標について前年度実績以上の件数を確保することを 目標値として設定したもの(平成23年度実績値を基準として目標値を設定(23年度実績以上))。
	9	行政相談委員法第4条に基づ く意見の処理件数	200件		23年度	200件以上	:	24年度	
年金記録に関するあっせん 等を的確かつ迅速に実施す ることにより、年金制度に 対する信頼回復に貢献する	10	年金記録に関するあっせん等の実施(申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行うまでに要する期間(全国平均)) (特に前年度受付事案の処理完了時期(申立人側の事情により処理を終えられないものを除く。))	実施(申立事案が第三者委 会に転送されてから、あっ 、等を行うまでに要する期 (全国平均)) 時に前年度受付事案の処理 7時期(申立人側の事情に り処理を終えられないもの		23年度	転送からあっせんまで (特に平成23年度受付 いては遅くとも24年9 に処理)	寸事案につ	24年度	申立事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復に つながるもの(平成23年度実績値を基準として目標値を設定(23年度実績より早期))。
	達成=	手段年度)	補正後予算 22年度		年度	24年度 当初予算額	関連する 指標		達成手段の概要等
(1) 行政評価等実施事業(総務本省)(昭和29年度)			130百万円 (77百万円)	103百	5万円	148百万円	1~9	○ 必要性 状況につい 政評価局調 ○ 各府省	府のレビュー機能として、 生・有効性・効率性等の観点から、各府省のみでは評価しがたい複数府省にまたがる政策や業務の実施 いて、全国的規模の調査により、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策を提示(行 調査機能) 省機能) 貨物実施する政策評価について、目標管理型の政策評価の改善方策策定等による政策評価の推進及び政 関する調査・研究、研修の実施等を通じて質の向上を図るとともに、各府省が行った評価の点検を実施
(2) 行政評価等実施事業(管区行政評価局)(昭和29年度)		560百万円 (481百万円)	515百万円		541百万円	1~9	(政策評価 〇 国民か 携、行政き 善。また、	面相主。例如、研究、研修の実施等を通じて買の向上を図るとことに、各所有が引うた計画の点検を実施 新推進機能) からの国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん、行政相談委員との連 苦情救済推進会議や行政評価局調度機能の活用等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営を改 行政相談及び行政相談委員制度の活用促進のための広報、相談の満足度を高めるため相談対応者の能 図る研修等を実施。(行政相談機能)	

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)または実績(値)を記載。

## (別紙)行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行い、各調査の内容に応じて適時適切な時期に勧告等を行う。なお、調査の進捗状況を踏まえ、早急な対応が求められるものなど内容や必要性に応じ、随時に勧告等を行うほか、関連するアンケート調査の結果など可能なものについては、当該結果がまとまり次第、公表する。

政策評価(統一性・総合性確保評価)	行政評価 • 監視
<23年度から継続実施>	<23年度から継続実施>
〇ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価(総合性確保評価)(H23.12~)	〇自殺予防対策に関する行政評価・監視(H23.5~)
	本行政評価・監視は、自殺予防対策に係る関係府省の推進体制、自殺の実態等の把握状況等を調査し、「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)の見直しに反映、活用されるようにするために実施するものであり、また、見直し後の同大綱に基づく関係府省の予算要求に反映されるよう、平成24年6月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。 (参考)自殺総合対策大綱の見直しに反映、活用されるよう、24年6月22日に内閣府、文部科学省及び厚生労働省に対し勧告を行った。
	〇国等から補助・委託等を受けている公益法人(指定法人等)に関する調査(H23.5~)
りまとめ、勧告等を行った。	本行政評価・監視は、国等からの補助金等を受けている公益法人における補助金等の執行状況、国等と公益法人の契約の締結状況等を調査し、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)等に沿った取組の着実な実施を促進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成24年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。 (参考) 24年7月31日に関係府省に対し、勧告を行った。
	  ○鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視(H23.9~)
	本行政評価・監視は、鳥獣の生息状況及び農作物等被害の発生状況、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等 を調査し、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進するために実施するものであり、各種対策の改善に反映・ 活用されるよう、平成24年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	〇農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視 (H23.10~) 本行政評価・監視は、農地転用規制の運用状況、耕作放棄地対策の実施状況、農地の利用集積対策の実施状況等を調査し、食料の安定供給を確保するための重要な生産基盤である農地の保全及び有効利用を図るために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成24年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	  ○医薬品等の普及・安全に関する行政評価・監視(H23.12~)
	本行政評価・監視は、医薬品等の承認審査の実施状況、後発医薬品の普及促進策の実施状況、医薬品等の副作用等報告の実施状況等を調査し、医薬品等の供給の迅速化の推進、後発医薬品の普及促進及び医薬品等の安全性の確保に資するために実施するものであり、関係機関の運用の改善のみならず、予算編成にも反映・活用されるよう、平成24年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	│ │○高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視(H24.1~)
	本行政評価・監視は、高齢者等のうち、社会的孤立のリスクが高いとされる者の把握状況、高齢者の社会的孤立を防止する対策の実施状況を調査し、併せて災害時における高齢者の保護、安否確認体制の整備状況等を調査し、高齢者の社会的孤立の防止対策を推進するために実施するものであり、関係機関における対策の見直しや改善に反映・活用されるよう、平成24年12月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。
	○外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視一技能実習制度等を中心として一(H24.3~) 本行政評価・監視は、技能実習生及びEPA(経済連携協定)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ並びに留学生の在籍管理に関する施策を中心として、不正行為の防止や受入れ目的の達成等のための取組状況を調査し、関係行政の改善等に資するために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成25年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

政策評価(統一性・総合性確保評価)	行政評価•監視
<24年度新規着手>	<24年度新規着手>
○消費者取引に関する政策評価(総合性確保評価) (H24.12 (予定) ~) 本政策評価は、消費者取引に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成25年度末途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。	
	〇契約における実質的な競争性の確保に関する調査 - 役務契約を中心として - (H24.12 (予定本行政評価・監視は、二者以上の応札があった役務契約について、契約の実施状況、予定価札)条件の設定状況、契約に係る情報の公表状況などを調査し、契約における実質的な競争性の施するものであり、各府省の契約業務の改善に反映・活用されるよう、平成25年11月を目途に記勧告等を行えるよう調査を進める。
	○科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視(H24.12(予定)~) 本行政評価・監視は、研究機関における科学研究費補助金の適正管理に関し文部科学省が講しる効果、受給機関における研究費の適正管理の推進体制や仕組みの整備状況等を調査し、科学研用の確保に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、立査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。
	〇農地公共事業に関する行政評価・監視一農業水利施設を中心として一(H24.8(予定)~) 本行政評価・監視は、農業水利施設の維持・管理の状況を調査し、既存施設の有効利用を図り トの取組を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、 調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。
	〇特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視 (H24.12 (予定本行政評価・監視は、特別民間法人及び特別法人の業務・運営状況、これら法人に対する所管を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものであり、指導監督の適切な実施等に資すを目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。
	〇設立に認可を要する法人に関する調査(H25(着手時期調整中)~) 本行政評価・監視は、設立認可等の審査の実施状況、行政庁による指導監督の実施状況、国等 び委託業務等の実施状況などを調査し、設立認可や指導監督の適正化を推進するために実施する

# てー (H24.4~)

手続の緩和等の実施状況な め、平成25年3月を目途に

〒12月を目途に結果を取り

## (予定) ~)

**後の防災計画に基づく防災** するものであり、関係行政 取りまとめ、勧告等を行え

#### 定)~)

西格の設定状況、応募(応 生の確保に資するために実 こ調査結果を取りまとめ、

**構じている措置とそれによ** 学研究費補助金の適正な使 平成25年11月を目途に調

図り、ストックマネジメン う、平成25年7月を目途に

#### 定)~)

所管府省の指導監督の状況 資するよう、平成25年11月

国等からの補助金の執行及 |び委託業務等の実施状況などを調査し、設立認可や指導監督の適正化を推進するために実施するものであり、行政庁に よる認可や指導監督の運用改善を早期に図るべく、調査着手後、おおむね1年を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等 を行えるよう調査を進める。

# ○医療安全対策に関する行政評価・監視ー医療事故及び院内感染対策を中心としてー(H24.8(予定)~)

本行政評価・監視は、国等による医療安全対策の実施状況、医療機関における医療事故対策及び院内感染対策の実施 状況を調査し、医療機関における医療安全対策の向上に資するために実施するものであり、医療安全に係る運用の改善 に反映・活用されるよう、平成25年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。

政策評価(統一性・総合性確保評価)	行政評価・監視
	○刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視(H25(着手時期調整中)~) 本行政評価・監視は、刑務所出所者等に対する就労支援対策の実施状況、高齢者又は障がいを抱える刑務所出所者等 に対する地域生活定着支援事業の実施状況などを調査し、刑務所出所者等の社会復帰支援を推進するために実施するも のであり、効果的な支援のための改善が早期に講じられるよう、調査着手後、おおむね1年を目途に調査結果を取りま とめ、勧告等を行えるよう調査を進める。

(総務省24-④)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政策	54:地域主権型社会の研	産立に向けた地方行政体制整備等					自治行政局総務室、行政課、住民民制度課、外国人住民基本台帳	作成責任者名	総務室長 吉永 浩
政策の概要			也方自治制度の見直しや簡素で効率的 制度の確立を図るため、定員・給与の3			担当部局 課室名	医前皮肤 八曲 於	分野【政策体系上の位 置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	地方	5行政体制を整備することに	こより、より住民意思を反映した行政運営	を行う体制を割	§え、もって地域主権型社会の確立を目指	す。			政策評価実施予定時期	平成25年8月
				(※2)						
施策目標		測定指標	基準(値)		目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(	値)(水準・目標年度)の	設定の根拠
				基準年度		目標年度				
地域主権型社会の確立に向け た地方制度の構築が進むこと	1	地方自治制度の見直し	・議員定数の法定上限数の撤廃、市 所付に対する基本構想の策定の地方の 所力に対する基本構想のですると 所付けの廃止などを内容と5月2日に公 行法改正法は平成23年5月2日に 治布 ・総理大臣の諮問機関である8月24日に設置が を持ている。第30次地方と調査会をあり方に 日治のあらり方、の場合とのあいて おり方、基礎自治体のあり方について 方、基礎自治体のあり方について 方、基礎自治体のあり方について 方、 と 第30次地方制度調査会、議係、なりまと と のが会の直接を のがと があたれた がある。第30 があれた のよれた のように のよる に 、 議会を記訴 と を のよれた のよる に 、 は のよれた のよる に は のよれた のよる に は のよれた のよる に は のよれた のよる に は のよれた のよる の は の は の は の は の は の は の は の は の は の	23年度	第30次地方制度調査会の審議状況等 を踏まえ、大都市制度等の見直しに 取り組む	24年度	組みそのも にふさわしし	体の運営に当たって地域住民の意思 のについても、地域の住民が自ら考え いものとしていく観点から、地方自治制 え、指標として設定。	え、主体的に行動し、その	)行動と選択に責任を負う
	2	・地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況	各地方公共団体の主体的な取組を支 援するため、取組状況を把握し必要	23年度	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供	24年度	選択肢を用	が一区切りを迎え、今後は、自主的な 意した上で、市町村がこれらの中から るため、取組状況を把握し、情報提供	最も適した仕組みを主体	本的に選択できるようにす
住民の利便が増進すること及 び国及び地方公共団体の行政 が合理化されること	3	住民票の写し等の交付 に係る住民の利便性の 向上	コンビニでの交付サービス導入団体 44団体	23年度	コンビニでの交付サービスについて 新たに10団体の導入	24年度	コンビニで <i>0</i> 定。	D交付サービスが拡大することは、住	民の利便性の拡大につか	ながるため、指標として設
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	4		地方公共団体が自主的・主体的に行 政改革が行えるよう、取組状況を把 握し、必要な情報を提供	23年度	地方公共団体が自主的・主体的に行 政改革が行えるよう、取組状況を把 握し、必要な情報を提供	24年度	明性を高め とが必要と 【参考(平成 〇地方公共	団体においては、これまでの改革の、公共サービスの質の維持向上に努考えられるため、取組状況を把握し、(23年度実績)】 団体における行政改革の取組状況(団体の職場における行政改革の取組状況)	めるなど、引き続き自主 情報提供等を行うことを打 平成24年3月16日公表)	的に行政改革に取り組むこ 指標として設定。

		5	地方公務員数の推移	地方公共団体が自主的・ 員管理を行うに当たり、 の提供		23年度	地方公共団体が自主的・ 員管理を行うに当たり、 の提供			地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。 地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い力を実現するために、地方公共団体自
		6	ラスパイレス指数の状況	公表された各地方公共団 イレス指数を活用して、 方公共団体がその水準を するのに役立てるよう必 提供	住民及び地 判断・検証	23年度	公表された各地方公共団 イレス指数を活用して、 方公共団体がその水準を するのに役立てるよう必 提供	住民及び地 判断・検証		らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。 国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を 行うことが重要であるとの観点から、指標としてを設定。 目標(値)については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。 【参考(平成23年度実績)】 〇地方公務員数の推移 地方公共団体の総職員数278万8,989人(対前年比▲24,886人)(平成23年4月1日現在)
		7	給与制度・運用の適正 化状況	各地方公共団体において解と納得が得られるよう 正化が図られるための必 提供	、給与の適	23年度	各地方公共団体において 解と納得が得られるよう 正化が図られるための必 提供	、給与の適		○ラスパイレス指数の状況 地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数98.9 (H22ラス: 98.8) (平成23年4月1日現在) ○給与制度・運用の適正化 適正化の取組例(平成23年4月1日時点) ・給与の「わたり」(注)の制度がある団体は104団体(全団体の5.8%)に減少 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は12手当に減少(支給額ベースで削減率
	主権の担い手を支える地 務員制度が確立すること	8	人事委員会勧告におけ 8 人事委員会において地域民間給与 る地域民間給与水準の 反映等の状況		24年度	97.6%)  ○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況  ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施  (注)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適				
		9 給与情報等公表シスムによる公表状況		実施率97.8% (1,757/1,797団体) 平成22年3月31日現在		23年度	実施率100%		24年度	(注)地方公務員結号の1925分には、結号決定に除し、級別職務分類表及の級別標準職務表に超合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。
		地方公共団体の人事 10 度改革の状況(任共 採用の実施団体)		公務の能率的かつ適正な するため、職員の任用・ 多様化の取組が進められ な情報を提供	勤務形態の	23年度	公務の能率的かつ適正な するため、職員の任用・ 多様化の取組が進められ な情報を提供	勤務形態の	24年度	各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地域主権型社会に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。 【参考(平成23年度実績)】
										275団体(平成23年4月1日現在)
		11	人材育成基本方針の策 定状況	策定率91.0% (1,631/1,793団 平成23年4月1日	体)	23年度	策定率95.0%	6	24年度	各地方公共団体において人材育成方針を策定することで、その方向へ取り組む効果が生じ、地方 公務員の適正な人事管理につながると考えられることから、指標として設定。
	達成	壬段		補正後予算	算額(執行額)		24年度	関連する		
	(開始4			22年度	23	<del></del> 年度	当初予算額	指標		達成手段の概要等
(1)	地域主権型社会を確立す 22年度)	るた	−めの施策の実施(平成	_	18官	万円	15百万円	1	ものについて	本の運営に当たって地域住民の意思がこれまで以上に反映されるよう、地方自治の仕組みその こも、地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいも く観点から、地方自治制度を見直すことが地域主権改革を推進することにつながる。
(2)	基礎自治体の行財政基盤の強化(昭和39年度)		_		_	-	2	る周辺市町村も適した仕組	村の事務処理方策については、市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式によ 村等との広域連携などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村がこれらの中から最 Bみを自ら選択できるようにすることを基本的な考え方としており、各地方公共団体の主体的 E把握し、必要な情報を提供することにより、地域主権型社会の確立に向けた地方制度の構築	
(3)	住民基本台帳制度の充実強化(平成23年度)		一 10百		万円	11百万円	3	住民の利便性	生の向上が図られる「住基カードの多目的利用」、特にコンビニ交付サービスの活用を促進し 主・住基カードの拡大を進めている市町村に対して、委託調査、情報提供、財政措置等を行う 住民の利便の増進等に寄与する。	
(4)	地方行革の推進(昭和59	行革の推進(昭和59年度) 17百万円 (17百万円) 15百万円		9百万円	4		▶に対し、行政改革の取組状況や取組事例に関する情報提供を行うとともに、行政改革の方策 、研究会を開催することにより、地方公共団体の行革に資する。			
(5)	地方公務員制度の整備・	充実	ミ(昭和30年度)	30百万円 (20百万円)	25官	万円	21百万円	5~11	各地方公共団とは、国民・	出体に対し、必要な情報提供や技術的助言を行い、各団体における人事管理が適正化されるこ 住民に一層信頼される地方公務員制度の確立につながる。

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)又は実績(値)を記載。

(総務省24一⑤)

政策名(※1)	政策	策5:地域力創造						地域力創造グループ地域政策	作成責任者名	地域政策課長 之	猿渡知
政策の概要			な取組を展開できるよう支援するため. 也域力創造施策を推進する。	、「緑の分権	改革」の推進、定住自立圏構想の推進	。地方公共団	担当部局課室名	課、国際室、地域自立応援課、 人材力活性化・連携交流室、地 域振興室、過疎対策室、自治財 政局財務調査課	分野【政策体系上の位 置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】		カある地域社会を形成し、地 すること。	也域主権型社会を構築するため、それぞれ	の地域で様々	な主体が協働・連携して地域資源を最大に	限活用し、地域	力を高めるた	:めの多様な取組を展開できるよう支	, 政策評価実施予定時期	平成25年8月	
施策目標		測定指標	基準(値)	(※2) 基準年度	- 目標(値)	(※3) 目標年度		測定指標の選定理由及び目標(	値)(水準・目標年度)の	設定の根拠	
地域の自給力と創造力を高め	1	緑の分権改革の取組団	COORT	23年度	800団体	26年度		環境、再生可能なクリーンエネル 、全国にその取組が広がることで			
る地域主権型社会を構築すること	'	体数の状況	690団体	23年及	1,400団体	32年度		の実現に寄与すると考えられるこ において平成32年度と決定されて		定。(目標年度	は原口
弱者の生活に光をそそぐ取組 や、知の蓄積による地域づく りが進展すること	2	DV対策、自殺予防等の弱者対策・自立支援や、知の拠点づくり・交流等の取組の状況	社会的弱者の自立支援、知の蓄積・連携による地域づくりに係る地方財政措置を実施	23年度	社会的弱者対策・自立支援について、個人の自立を促すための地域の 取組や、試験研究機関や図書館等における知の蓄積と交流・ネットワーク形成により、自立的な地域づくりを進める地域の取組の充実・強化が図られること	25年度		自殺予防等の弱者対策・自立支援 等の促進が、自立的な地域づくり			
地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めること	3	総人口に対する地方圏 の人口割合	49%	22年度	平成22年度並み	27年度	を下支えす	三大都市圏への人口流出を極力抑 ることが、地域活性化に寄与する 人口割合は国勢調査によって判明	らと考えられることから	、指標として設	定。
地域間の人材交流を進めるこ	4	子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数	60, 997人	23年度	70,000人	24年度		漁村の交流や地域おこしに役立つ			
٤	5	地域おこし協力隊員と 集落支援員の合計人数	1,018人	23年度	1, 400人	24年度	による地域	づくりや地域活性化に寄与すると	:考えられることから、	指標として設定	-0
地域の国際化が進むこと	6	J E T プログラムの招 致人数	JETプログラムの招致人数4,330人 (平成23年7月1日現在)	23年度	JETプログラム招致人数の前年並 み確保	24年度		グラムを通じた外国語教育の充実			
<b>ルビタの国際ルが進む。C</b>	7	「地域における多文化 共生推進プラン」の普 及状況	外国人住民が人口の3%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合58% (平成22年4月1日現在)	22年度	外国人住民が人口の3%以上を占め る全市における多文化共生に関する 計画・指針の策定割合 70%	24年度	生に関する計画・指針等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推設の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定。  24年度		:の推進寺により	、吧塊	

	公共団体による地域振興 が進むこと	8	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数	841件		17~23年度 実績平均値	850件		24年度	地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定。	
過疎り	地域の自立が促進される	9	過疎市町村の人口に対 する転入者数の割合	2. 6%		20~22年度 の平均	2. 6%以上		27年度	過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると考えられることから、指標として設定。なお、目標年度は延長前の過疎法の最終年度である平成27年度としている。(現行の最終年度は平成32年度)	
	達成:			補正後予算	算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標		達成手段の概要等	
	(開始)	平長,	)	22年度	23	年度	ヨ彻卫昇級	扫標			
(1)	緑の分権改革の推進(平 の自立支援、知の蓄積に 度)			4,061百万円 (3,396百万円)	6167	百万円	282百万円	1, 2	豊かな自然環境や再生可能なクリーンエネルギー等の地域資源を最大限に活用し、域内 組みを創り上げることにより地域の自給力と創富力を高めていく地方公共団体の取組に 1,2 査、情報提供、財政措置等の支援を行い、地域力の向上に寄与している。また、社会的 知の蓄積・連携による地域づくりに係る財政措置を講ずることにより、地域の取組の充 ている。		
(2)	定住自立圏構想の推進(	(平成	<b>於21年度</b> )	163百万円 (117百万円)	1947	百万円	221百万円	地方公共団体への情報提供や財政支援(地方交付税措置等)の実施に 3 方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成することで、地方圏 い止めることに寄与している。		本への情報提供や財政支援(地方交付税措置等)の実施により、定住自立圏構想を推進し、地で安心して暮らせる地域を各地に形成することで、地方圏から三大都市圏への人口の流出を食に寄与している。	
(3)	地方公共団体の地域づく	IJσ	D支援(平成20年度)	23百万円 (18百万円)	23ਵ	5万円	31百万円	4, 5	地方交付税に 介、研修等を 事例の紹介の 交付税による	の地域づくりの支援や地域活性化に向けて、子ども農山漁村交流プロジェクトにおいては、こよる支援のほか、地方公共団体の関係部局に対する説明・意見交換の実施や先進事例の紹実施し、その推進を図っている。また、地域おこし協力隊員と集落支援員においては、先進りほか、取り組む上で参考となるデータ収集を目的とした現況調査の実施・結果の公表や地方、支援等を実施しその推進を図るものであり、都市と農山漁村の交流を創出し、農山漁村に活とともに、地域間の人材交流の推進につながる。	
(4)	地方公共団体の国際化施		)推進(昭和61年度)	10百万円 (8百万円)	107	<b>5万円</b>	8百万円	どの分野での活用、小学校での外国語活動における グラムの活用について、各種会議等を通じて周知を 6,7 多文化共生についても各種会議等で周知を図るとと て、その背景事情、経緯、事業実施に当たってのエ		こついても各種会議等で周知を図るとともに、いくつかの地方公共団体の先進的な取組についま事情、経緯、事業実施に当たっての工夫、今後の課題等に関する各団体担当者と有識者によまを開催し、その結果をまとめた報告書を作成・公表している。これらの手段によって地方公	
(5)	地方公共団体が実施する (中心市街地活性化) (			7百万円 (3百万円)	7首	ī万円	5百万円	8		5性化基本計画を策定して、中心市街地の活性化に積極的に取り組む地方公共団体に対して財 でいる。これらの手段によって、地方公共団体における地域振興施策の実施を促進してい	
	過疎対策事業の推進(昭	3和4		645百万円 (595百万円)	6027	百万円	540百万円			《実施するソフト事業、過疎地域集落再編整備事業及び遊休施設再整備事業のうち、特に先進 )あるものを対象にした過疎地域等自立活性化推進交付金による支援、当該交付金による先進 手を行い、過疎地域の自立促進に寄与している。	

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)又は実績(値)を記載。

<sup>※3</sup> 測定指標に対する年度ごとの目標(値)がある場合には、目標(値)及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

# (総務省24-⑥)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政領	<b>後6:地域主権型社会の</b> 研	雀立に向けた地方財源の確保	よと地方財政	の健全化				作成責任者名	財政課長郎	黒田	武一
政策の概要			じ地方公共団体の安定的な♬ 公共団体、地方公営企業等の			源を確保するとともに、地方公共団体	財政健全化法	担当部局課室名 自治財政局財政課 他4課室	分野【政策体系上の位 置付け】	地方行財政	女	
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	地垣	或主権型社会の確立に向け	、地方公共団体の安定的な財	才政運営に必	要となる地方則	オ源を確保するとともに、地方財政の健全化	化を推進する。		政策評価実施予定時期	平成25年8	3月	
施策目標		測定指標	基準(値)		(%2)	目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(	値)(水準・日標年度)の	空の根拠		
》形水 口 1示		/X) AC 1 D 1/3x	坐∓(⊫/		基準年度	ᆸᆥᄷᆡᇉᄼ	目標年度	別だ旧体の歴史を出入り日本(	但八小十 日保十次/00	X XC V 7 IX IX		
	1	一般財源総額 一般財源比率	平成23年度一般財源総額 億円 (水準超経費除き 58兆7, 平成23年度一般財源比率		22年度	地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。	24年度					
	2	地方債依存度	平成24年度地方債依存度 ( 分)	(通常収支 13.6%		経済状況等を踏まえつつ、歳入総額 に占める地方債の割合の適正化に努 める。	24年度					
安定的な財政運営に必要な地方財源の確保すること	3	借入金残高	平成24年度末見込み	200. 5兆円	23年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残 高の適正化に努める。		地方の安定的な財政運営のためには、地方則適切に見込むとともに、地方の財源不足にで 1な一般財源総額を確保する必要がある。				
	4	地方財政対策の状況	平成24年度財源不足額(通分)13兆6,846億円を以下1・地方交付税の増額 6兆7・臨時財政対策債の発行 億円・財源対策債の増発 8,20	により補塡 7,313億円 6兆1,333		地方の安定的な財政運営に必要となる財源を確保するため、地方の財源 不足について適切な補塡措置を講ず る。	24年度	な一取別源総額を帷除する必要かめる。				
	5	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置	震災復興特別交付税 平成23年度 16,635億円 平成24年度 6,855億円 分1,365億円を含む。)	(年度調整	23年度	東日本大震災による被害を受けた地 方公共団体の財政運営に支障が生じ ないよう適切な財政措置を講ずる。	24年度					

地ごと	財政の健全化を推進する	6	実質公債費比率等の状 況	で表する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	財政健全化 をもっ。 (38会計) 画を完了し (10会計) (は全なった) (よとなった)	23年度	実質公債費比率等を基に 団体における財政健全化 進する。			地方財政の健全化のためには、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全 化の取組を促進する必要がある。
	達成事			補正後予算	章額(執行額)		24年度 - 当初予算額	関連する		達成手段の概要等
	(開始3	∓度.	)	22年度	23	年度	当りと手根	指標		<b>建</b> 级于₹₹₩₩ <b>女</b> 寸
(1)	地方財政計画の策定等 (昭和25年度)			16百万円 (10百万円)	12百	万円	10百万円	1 ~ 5	地方財政計画	の策定等を通じ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。
(2)	地方公共団体財政健全化 (平成19年度)	法σ	D適切な運用等	21百万円 (9百万円)	19百	万円	12百万円			財政健全化法の適切な運用等により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推
(3)	地方公営企業の経営改革 (平成19年度)	の推	推進等	28百万円 (20百万円)	14百	万円	16百万円		進する。	

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)又は実績(値)を記載。

(総務省24-⑦)

政策名(※1)	政策	策7:地域主権型社会を担 <b>う</b> :	地方税制度の構築								作成責任者名	自治税務局企画課課長 北崎 秀一
政策の概要		或主権改革を推進する中で、 を構築する。また、住民自治				<b>ン、税源の偏在性が少なく</b>	、税収が安況	定的な地方税体	担当部局 課室名	自治税務局企画課総務室 他5課室	分野【政策体系上の位 置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目 標設定の考え方・根拠】	地均	或主権改革を推進するための利	<b>党制を構築する</b> 。								政策評価実施予定時期	平成25年8月
施策目標		測定指標	基準(値)		(※2) 基準年度	- 目標(値)		目標年度		測定指標の選定理由及び目標	(値)(水準・目標年度)の	設定の根拠
	1	国・地方間の税源配分比率	国:地方=54.7: (平成22年度決:		23年度	地方が自由に使える財源 観点から、国と地方の税 り方を見直す。		24年度	まることと	実や国と地方の税源配分の在りた なるため、指標として設定。 景気の変動等、他の要因の影響を		<b>ちへの税源配分比率が高</b>
地方税を充実し、税源の偏在性 が少なく、税収が安定的な地方 税体系を構築すること	2	歳入総額に占める地方税の 割合	地方税の割合 38 (平成22年度決		23年度	地方税を拡充し、歳入総 地方税の割合を拡充する		地方税を充実させることで、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として記 24年度 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。				指標として設定。
	3	地方税の都道府県別人ロー 人当たり税収額の最大値と 最小値の比較	最大値/最小値 (平成22年度決		23年度	税源の偏在性が少ない地 構築する。	方税体系を	24年度	標として設	リ人ロー人当たり税収額の比較は、 定。 景気の変動等、他の要因の影響を		つの目安となるため、指
	4	地方税制度を「自主的な判 断」と「執行の責任」を拡 大する方向で改革するため の取組	地域決定型地方税制特例:	措置導入件数	23年度	引き続き検討を行い、成 のから速やかに実施。	案を得たも	24年度		€を「自主的な判断」と「執行の責 「向けた地方税制度改革につながる		
住民自治の確立に向けた地方税 制度改革を実施すること	5	地方税における税負担軽減 措置等のうち、特定の政策 目的のために税負担の軽減 等を行う「政策減税措置」 の項目数	46項目を見直		23年度	平成22年度税制改正以後 全286項目(平成22年度和 を見直す。					制度改革につながると考	
達成			補正後予算	算額(執行額)	:	24年度	関連する			達成手段の概	<b>亜</b> 笙	
開始	年度	()	22年度	23	年度	当初予算額	指標			<i>迚1</i> %. 〒₹又071%	×1	
地方税に関する制度の企画 の配分の在り方を見直すこ (平成16年度)		<sup>、</sup> 立案、国・地方間 <i>の</i> 税財源	41百万円 (37百万円)	34ਵ	5万円	36百万円	地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実するこ 重要。また、少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方公共団体の役割がますます増大する で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく 収が安定的な地方税体系を構築する。				「ますます増大する中	

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)又は実績(値)を記載。

# (総務省24-8)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政策8:選挙制度等の適切が	な運用						作成責任者名	管理課長 笠井	敦
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選 収支報告書の公表等によるI	挙制度に係る調査研究、選挙の管理執 政治資金の透明化を図る。	行体制の改善	や選挙制度の周知等を実施するととも	に、政治資金	課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理 課、政治資金課(他3室)	分野【政策体系上の位 置付け】	選挙制度等	
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	選挙制度、政治資金制度及び	が対け、民主政が対し、民主政	治の健全な発達	主に寄与する。				政策評価実施予定時期	平成25年8月	
施策目標	測定指標	基準(値)	(※2) 基準年度	- 目標(値)	目標年度		測定指標の選定理由及び目標(	値)(水準・目標年度)の	役定の根拠	
公職選挙法の趣旨に則り、選 挙制度の確立に寄与すること	・区割審議会における 衆議院小選挙区の区割 り改定作選挙区の区割 査研究及び所要の措置 ・その他選挙制度に関 する調査研究	・区割り改定作業に関する調査研究 の実施及び所要の措置 ・その他選挙制度に関する調査研究 の実施	23年度	・区割り改定作業に関する調査研究 の適切な実施及び所要の措置 ・その他選挙制度に関する調査研究 の適切な実施	24年度	及び改定案のに関する区割・社会のニー	会設置法の規定により、区割審議 の作成等を行うこととされている 別審議会の審議に関する調査研究 −ズ等へ対応するため、選挙の管 指標として設定。	ことから、衆議院小選 及び所要の措置を指標	挙区の区割り改定( として設定。	作業
公明かつ適正な選挙執行を実 現すること	2 常時啓発事業のあり方 等の検討	常時啓発のあり方等研究会において、常時啓発事業のあり方について 検討を実施し、最終報告書を公表	23年度	常時啓発事業のあり方等の検討結果 を踏まえ、参加・実践等を通じた政 治意識の向上事業やシティズンシッ プ教育推進方策の検討等を実施	24年度		かつ適正に行われるよう、選挙人 5、常時啓発のあり方等研究会に して設定。			
		政党本部:100% 政党支部:99.3% 政治資金団体:100% 【平成22年分収支報告】	23年度	政党、政治資金団体について、提出 率100%	24年度					
政治資金の透明性を確保すること	総務大臣届出政治団体 の収支報告書提出率 (収支報告書定期公表率)	国会議員関係政治団体:93.8% 【平成22年分収支報告】	23年度	国会議員関係政治団体について、前 年の提出率 (93.8%) 以上	24年度	収支報告書 <i>の</i> して設定。	D提出率が高まることは、政治資	'金の透明性確保につな	がることから、指	標と
		政治団体全体の過去3ヵ年平均の提 出率:85.7% 【平成20年分~平成22年分収支報 告】	23年度	政治団体全体で、過去3ヵ年平均の 提出率(85.7%)以上	24年度					

	達成手段	補正後予算	章額(執行額)	24年度	関連する	達成手段の概要等
	(開始年度)	22年度	23年度	当初予算額	指標	连成于权仍似安守
(1)	選挙制度等に係る調査研究(昭和25年度)	3百万円 (2百万円)	2百万円	2百万円	1	公職選挙法は、日本国憲法の精神に則り、公職の候補者等の選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由 に表明する意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期するこ とを目的としている。 選挙制度が選挙人の意思を適切に反映するよう、社会のニーズ等へ対応するため、調査研究を行うことに より、公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立に寄与する。
(2)	選挙等の管理執行及び普及宣伝(昭和32年度)	52, 225百万円 (52, 090百万円)	166百万円	91百万円	2	常時啓発のあり方等研究会の提言を踏まえ、指定病院等における不在者投票立会人の登録促進や選挙管理 委員会等インターンシップ等の促進など、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や文部科学省と連携 し、シティズンシップ教育推進方策の整理・検討を実施することにより、公明かつ適正な選挙執行の実現 に寄与する。
(3)	政治資金・政党助成制度の適切な運営(昭和23年度)	29百万円 (9百万円)	10百万円	9百万円	3	政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開等を通じて、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。総務省においては、政治資金制度が適切に運用され、政治資金の透明性が確保されるよう、政治団体から提出された政治資金収支報告書について、官報にその要旨を掲載するとともに、インターネット等を通じて公開しており、その提出率を高めることは、政治資金の透明性の確保に寄与する。

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)又は実績(値)を記載。

(総務省24-9)

	政策名 <sup>(※1)</sup>	政领	<b>策9:電子政府・電子自</b> 治	台体の推進						担当部局		作成責任者名	行政情報システム企画 課長 橋本 敏 地域情報政策室長 濱 島 秀夫
	政策の概要	国民	民の利便性向上や行政のタ	効率化等を図るため、オン	ラインによる	る行政サービス	スの提供、自治体クラウド	の推進等の耳	<b></b>	課室名	室))、自治行政局地域情報政策室	分野【政策体系上の位 置付け】	電子政府・電子自治体
	目標【達成すべき目標及び 標設定の考え方・根拠】	ICT	Tを活用した電子行政を推進することにより、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上を図る。									政策評価実施予定時期	平成25年8月
	施策目標		(※2)       測定指標     基準(値)       基準年度     目標(値)								測定指標の選定理由及び目標(	値)(水準・目標年度)の	設定の根拠
			基準年度										
	の利便性の向上と行政運 合理化、効率化及び透明	1	<施策名:電子政府の 推進> 電子政府の総合窓口 (e-Gov) へのアクセス 件数	2億189万件		23年度	2億2,000万4	<b>‡</b>	24年度	に資するこ 24年度のE	用件数の状況の把握は、国民の利 ことから、指標として設定(平成2: 目標として設定。なお、23年度の目 廃止した機能のアクセス件数(6, 出。)。	3年度は目標を達成でき 目標値は、22年度のアク	なかったため、同値を セス件数(2億6,527千
	台理化、効率化及び透明 向上を図ること	2	体の情報化の推進>	自治体クラウド推進本部 会において、自治体クラ 当たっての課題等につい い、検討結果の取りまと	ウド導入に て議論を行	23年度	地方公共団体における自 ドの取組の障害となる事 調査研究を実施すること 各地方公共団体の主体的 援し、自治体クラウドの を推進。	柄について 等により、 な取組を支	24年度	18日閣議済(平成23年) (平成23年) (平成23年) (平成23年) (平成24年)	団体における自治体クラウドの活用 決定)等において明示されている日 ま7月29日東日本大震災復興対策本 カクラウドサービスの導入推進なと は5り、災害に強いシステムの構築の 大場では、 大りでは、 大りな 大りな 大りな 大りな 大りな 大り	たか、「東日本大震災か ・新)において、「地方 ・情報通信技術の利活推 ・関係がいていり組むこと ・大の政情報の保全性や	いらの復興の基本方針」 「公共団体をはじめ幅広 日促進を行う。」と盛り が求められている。 、財政面等の負担軽
	達成	千匹		補正後予算	類(執行額)		24年度	関連する					
	(開始		)	22年度	22年度 23年		当初予算額	指標			達成手段の概要	要等	
(1)	電子政府の推進(平成13	5, 341百万円 (4, 826百万円) 5, 261百万円					6,739百万円	1	行政の総合的なポータルサイトである「電子政府の総合窓口(e-Gov)」の使い勝手の改善を行うで、更なる国民利便性の向上及び行政運営の透明化を図る。			券手の改善を行うこと	
(2)	2) 地方公共団体の情報化の推進(平成21年度) 147百万円 (101百万円) 116百万円					<b>百万円</b>	100百万円	2	自治体クラウドの全国的展開を推進するため、地方公共団体における自治体クラウドの取組の関 事柄についての調査研究等を実施するとともに、自治体クラウドに係る取組状況の把握、情報抗な助言等を行うことにより、各地方公共団体の主体的な取組の支援に寄与。				

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)又は実績(値)を記載。

(総務省24一⑩)

政	<b>效策名</b> <sup>(※)</sup>	政策	10:情報通信技術の研究	開発・標準化の推議	<u>É</u>			情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課室 作成責任者名 情報通信国際戦略局 技術政策課長 田中 宏 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信
政	策の概要	進す 国の	国の国際競争力の強化やる。具体的には、国際競 国際競争力を強化する7 (平成22年5月11日)等	争力強化に資する? とめのICT研究開発	研究開発の課題へ <i>の</i> ・標準化戦略」( <sup>፯</sup>	)重点化を行うとと	もに、中長期的:	を積極的に推 担当部局課室名 技術システム課 他3課室 分野【政策体系上の位 はまれる (1017年度)
基本目標【 び目標設定	達成すべき目標及 の考え方・根拠】	国民ため	がICTの真価を実感でき に必要な技術を確立する	るユビキタスネッ   '。	- ワーク社会の実現	に向けた情報通信	技術の研究開発	・標準化を推進し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現の 政策評価実施予定時期 平成25年8月
+	<b>施策目標</b>		測定指標	基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
JJ	心水口1赤		<b>以及1</b> 日1末	坐牛(胆)	基準年度	口1赤(100)	目標年度	
国際競争力	りの強化及び社会	1	外部専門家による評価 において、当初の見込 みどおりかそれを上回 る成果があったと判定 された課題の割合	80%	23年度	80%	24年度	研究開発・標準化の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。
を効果的 し、研究別 するととも	こ資する研究開発・重点的に推開発の成果を展開 ・重点の成果を展開 ・ でいまでは、 ・ でいまでは、 でいまでも、 でいまでも、 でいまでも、 でいまでは、 でいまでは、 でいまでは、 。	2	研究開発の成果展開の ための活動状況(査読 付き誌上発表、特許出 願又は国際標準提案を 実施した課題の割合)		23年度	80%	25年度	研究開発の成果展開のための活動状況を定量的に評価・把握するため、査読付き誌上発表、特許出願、国際標準提案の状況を指標として設定。 なお、論文審査等に要する時間を考慮して目標年度は研究開発終了1年後に設定。
		3	研究開発成果の普及状 況(国際標準成立、実 用化又は特許登録を実 施した課題の割合)	33%	23年度	33%	27年度	研究開発成果の普及状況を定量的に評価・把握するため、国際標準成立、実用化、特許登録の状況を指標として設定。 なお、国際標準成立等に要する時間を考慮して目標年度は研究開発終了3年後に設定。
	達成- (開始:			補正後予算	額(執行額)	24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等
	(開始-	干戌		22年度	23年度	ヨ切了昇蝕	拍標	
	通信技術の研究開系 成15年度)	<b>きの</b> ∄	<b>推</b>	55, 383百万円 (51, 015百万円)	62, 324百万円	40, 362百万円	1~3	情報通信分野において、国際的水準に照らして優れた研究開発を効果的・効率的に推進し、研究開発の成果を展開する。また、各研究開発に対する外部専門家による評価及び研究開発成果状況を施策目標の指標とする。
	通信技術の標準化 <i>0</i> 成16年度)	推道	<u> </u>	169百万円 (129百万円)	167百万円	166百万円	2, 3	技術革新メリットのユーザへの還元及び我が国の国際競争力強化の観点から、標準化に関する重点分野を選定し、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組むことにより、「グローバルスタンダード」策定に貢献する。

<sup>※</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

(総務省24一⑪)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政策11:情報通信技術高度利活用の	推進					担当部局課室名	情報流通行政局 情報流通振與 他6課室 情報通信国際戦略局 情報通信	1F队員在14名	情報流通行政局 情報流通振興課長高橋 文昭
政策の概要		・安全な利用環境の整備等により、 る環境の整備、先進的社会システム					担当即同床至有	策課 他2課室 総合通信基盤局 電気通信事業 データ通信課 他4課	部 分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	社会・経済のICT化の推進及び安心	・安全な利用環境の整備等によるICT	利活用の促進	により、ユビキタスネット社	会を実現する				政策評価実施予定時期	平成25年8月
			(※2)							
施策目標	測定指標	基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	-		測定指標の選定理由及び目標の	値)(水準・目標年度)の設	定の根拠
ASP・SaaS <sup>(※3)</sup> を安心・安全 に利用できる環境を整備する こと	1 分野別ガイドライン等の策定	2件	22年度	3件	24年度			上で極めて有効なツールであるん の分野別ガイドライン等を策定。		利用環境を整備するため、ASP・SaaS
IPTVに係る技術の標準化を推進することにより、多様な配			22年度	技術仕様の標準化を推進	24年度		通信インフラを: 管理を実施。	活用したデジタル・コンテンツ	の流通を促進するため、乳	<b>実証実験の目標達成度の指標により</b> 本
信経路によるコンテンツの流 通を促進するもの	3 配信側のコンテンツ加工標準 技術の策定及び一般公開	実施	22+1X	JANE WORK THE LIE	2177			進計画2009」に基づくもの。		
遠隔教育の環境を整備することにより、高度ICT人材の育成	4 高度ICT人材育成クラウドシス テムの標準仕様の作成・公表	基礎的なシステムを開発し、実証	21年度	遠隔教育システムの実用化	24年度			<b>い分野の専門家育成のための遠</b> [	<b>鬲教育システムの標準仕</b> t	兼を作成・公表することにより、本シ
の取組を支援するもの	2大学を中核とする地域で標 5 準仕様に基づくクラウドシス テムの共同利用開始	実験等の実施	21年度	を促進	24千/文	ステムの実	用化を促進。			
委託事業を通して得られた成果を普及することにより、ICT 利活用の促進を図るもの	分野ごとの地域のICT利活用率 (全国市町村のうちICT利活用 を実施している市町村の割 合)	7 1%	21年度	倍増	25年度	齢者見守り	、防災情報提供			とされており、遠隔医療、児童・高 託事業を実施し、効果的・効率的な
	対象の放送番組 <sup>(※)</sup> の放送時間に占める字幕放送時間の割 7	77%	20年度	100%	29年度					
字幕番組等の普及を促進する	※ 7時から24時までの間に放送される番組のうち、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組。					七司七海笙	什 「担陆党院	宇老向け抜送薬及行政の提針し	こセンズ 字草放送及び	<b>曜説放送の普及目標(目標期間:平成</b>
テ	対象の放送番組 <sup>(※)</sup> の放送時間に占める解説放送時間の割合		20年度	10%	29年度					# 武成との自及日保(日保初间・干成合)及び在京キー5局等の場合)。
	※ 7時から24時までの間に放送される番組 のうち、権利処理上の理由等により解説を代 すことができない放送番組を除く全ての放送 番組。	1		1373						
ガイドライン等を作成・公表 し、教育現場の実態に即した ICT利活用を促進すること	教育分野におけるICT利用環境 9 を整備するためのガイドライ ン等の作成・公表	公立小学校10校の実証研究の成果 を踏まえ、教育分野におけるICT 利用環境を整備するためのガイド ライン(手引書)等を作成・公表	22年度	小学校、中学校及び特別支援学校それぞれの学校種(3種)の特性に応報じ、児童生徒1人1台の情性に応び、児末による教育分野の本格展開に資するガイドライン等を作成・公表	25年度	2013年度ま 事業等によ	でに実施すべきる実証研究」を	事項の「児童生徒1人1台の情 実施することとされており、文	<sup>展端末による教育の本格原</sup> 部科学省と十分な連携を	っしい学校教育の実現」が掲げられ、 展開の検討・推進」に向け、「モデル 確保した上で、教育分野におけるICT のガイドライン等を作成・公表。
L										

		10	ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T(電気通信標準化部門)の今期(21年度〜24年度)標準化活動における勧告等	に、会合等において我 方を主張し、各国との	が国の考え 調整等を行	23年度	勧告化に向けた標準化活動 を実施	25年度	ICTの利活用は、地球温暖化対策に有効であるが、ICTによる地球温暖化対策の評価手法は世界的に未確立であるため、 ITU-Tでは今期研究会期で当該評価手法等について、勧告化等(標準化)を行うこととしており、そこで、我が国はICTに よる地球温暖化対策を推進するために、ITU-Tの活動に積極的に関与・貢献する必要があることから、指標として設定。
ICTに 進する	よる地球温暖化対策を推 こと	11	ITU-Tの今期研究会期 (21年度 ~24年度) 標準化活動における 我が国側からの寄書提案数	4件		21年度	20件以上	25年度	よる心坏血咳化対束で推進するにのに、コロコの治動に惧性的に関チ・具脈する必安がのることがら、指標として改定。
		12	ITS情報通信システムの活用による車両からの二酸化炭素排出量の削減効果に係る実証結果の分析	報の収集システムに関	プローブ情 する調査検 ローブ情報 交通渋滞削	22年度	20%程度削減に向けた課題 の抽出	24年度	「原ロビジョン」において、ICTパワーによる二酸化炭素排出量10%以上の削減が目標とされており、ITS情報通信システムの活用による二酸化炭素排出量削減への有効性を調査・検証。
より、	ワークを推進することに 多様な人材の社会参加 するもの	13	在宅型テレワーカー数	340万人		21年度	700万人	27年度	「新たな情報通信技術戦略」に、情報通信技術の利活用による地域の絆の再生が重点戦略として位置付けられ、高齢者等への取組としてテレワークの一層の普及拡大が明記されており、同戦略工程表においては、2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とすることを目標として設定。
実施及による	名に関する調査研究の び普及啓発活動の実施 認証制度の安全性・信 の向上を実現すること		電子署名及び認証業務に係る 技術的課題の分析及び普及啓 発の実施	各電子署名等サービス じた安全性等の調査の 子署名に関する技術の 周知するセミナーの開作	実施及び電 最新情報を	23年度	技術調査と普及啓発活動の 適切な実施	24年度	認定制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に関する法律第33条及び第34条に基づき、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び最新の技術動向を含めた情報について普及啓発活動の適切な実施を指標として設定。
		i成手 開始年		補正後予算 22年度	章額(執行額) 23	3年度	24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等
(1)	ASP・SaaSの普及促進 (平成22年度)			124百万円 (106百万円)	103	百万円	-	1	各分野における情報の取扱いに関する制度等を踏まえ、ASP・SaaS事業者がサービス提供に当たり遵守すべき事項等を整理した分野別ガイドライン等の策定・公表を通じて、ASP・SaaSを安心・安全に利用できる環境の整備に寄与する。
(2)	コンテンツの流通促進 (平成20年度)			699百万円 (696百万円)	522	百万円	722百万円	2, 3	実証実験の目標達成度の指標により本施策の進行管理を実施し、高度な情報通信インフラを活用したデジタル・コンテンツの流通促進に寄与する。
(3)	情報通信分野の人材育成 (平成21年度)	į		175百万円 (157百万円)	100	百万円	160百万円	4, 5	従来の遠隔講義(座学)に留まらず、PBLによるシステム開発演習等を遠隔で可能とする遠隔教育システムを開発・実証し、このシステムの実用化を促進することで、遠隔教育を受ける研修生の技術・技能の向上を図り、ICT技術を必要とする幅広い分野の専門家の育成に寄与する。
(4)	広域連携によるICT利活り (平成22年度)	用の排	推進	8, 200百万円 (5, 296百万円)	2, 55	0百万円	-	6	複数の地方公共団体の区域にまたがった広域連携を実施し、公共的な分野に関するサービスを総合的に向上させるとともに、効果的・効率的なICT利活用の推進を図る。
(5)	字幕番組・解説番組等の (平成9年度)	制作	促進	429百万円 (425百万円)	402	百万円	401百万円	7, 8	字幕番組等の制作に対する助成を通じて、その普及を促進する。
(6)	ICTを使った「協働教育」 (平成22年度)	o‡	<b>推進</b>	1,001百万円 (613百万円)	1, 06	5百万円	1, 100百万円	9	小学校10校、中学校8校及び特別支援学校2校の実証校による実証研究の成果を踏まえ、教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)等を作成・公表し、教育現場の実態に即したICT利活用を促進する。
(7)	ICTによる地球温暖化対策 (平成21年度)	策の排	 推進	150百万円 (139百万円)	554	百万円	189百万円	10~12	地域等における低炭素化の調査研究を行い、得られたベストプラクティスや環境影響評価手法をITU等へ寄書提案する。 調査検討を実施し、得られた結果により車両からの二酸化炭素排出量20%程度削減に向けた課題の抽出を行う。
(8)	テレワークの普及・展開 (平成21年度)	l		223百万円 (196百万円)	767	百万円	70百万円	13	全国の民間企業に対して、テレワークの導入・運営に係る人材支援を通じ、セキュリティレベル・業務内容等に応じたテレワーク優良導入モデルを確立するとともに、情勢の変化に対応した新しいセキュリティガイドラインの策定を行うことにより、テレワークの普及を図る。
(9)	情報セキュリティの強化 (平成16年度)	;		359百万円 (325百万円)	302	百万円	83百万円	14	「電子署名及び認証業務に関する法律」に基づく認定制度の円滑な実施・運用に資する調査研究や普及啓発活動を通して電子署名を利用できる環境を整備し、ネットワークを利用した社会経済活動を促進する。

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)又は実績(値)を記載。※3 ASP・SaaSとは、ネットワークを通じて情報システム機能を提供するサービス、あるいはそうしたサービスを提供するビジネスモデル。

(総務省24一12)

	政策名 (※)	政策	12:放送分野における和	川用環境の整備				作成責任者名 情報流通行政局 総務課長 吉田 眞人							
	政策の概要	担当部局課室名 情報流通行政局 総務課 他4課室 分野【政策体系上の位置付け】 情報通信 (ICT政策)													
基び	本目標【達成すべき目標及 目標設定の考え方・根拠】	すべき目標及 え方・根拠】 放送の完全デジタル化やメディアの多様化を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送制度の在り方について検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図る。また、国と して必要な国際放送の実施をNHKへ要請し、我が国の対外情報発信力を強化することにより、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させる。													
施策目標 選準(値) 目標(値) 測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠 基準年度 目標年度															
デ多に在し	送の完全デジタル化やえ、 様な国民視聴者のニー度の がなるための放き、一度の が表るための放き・実施 が表していて検討・実施 ののでは、 国民生活の利便性等の 上を図ること	1	完全デジタル放送時代 における政策課題に関 する調査・分析等の実 施	調査・分析等の実	:施 23年度	調査・分析等の成 果を政策に反映	24年度	放送の完全デジタル化やブロードバンドの普及等に伴うメディアの多様化に伴い、放送分野において整備すべき制度や更なる検討が必要な 事項について、調査・分析等を行った結果を政策へ反映することにより、国民生活の利便性等の向上に寄与することから、指標として設 定。							
強	が国の対外情報発信力を 化するため、映像国際放 の充実を図ること							我が国の対外情報発信力を強化するため、平成21年2月から新たな外国人向け映像国際放送を開始したことから、その普及状況を指標として設定。							
	達成 (開始	手段		補正後予算	額(執行額)	24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等							
	()#1,90	十戊	,	22年度	23年度	コ切り弁領	7日1末								
(	放送政策の推進 (平成19年度)			63百万円 (39百万円)	63百万円	63百万円	1	放送の完全デジタル化やブロードバンドの普及等に伴うメディアの多様化を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送制度の 在り方に関する調査研究・研究会等を行うことにより、完全デジタル放送時代における政策課題に関する調査・分析等の政策反映に資す る。							
(	2) 国際放送の強化 (平成19年度)			3, 407百万円 (3, 407百万円)	3, 399百万円	3, 398百万円	2	視聴可能世帯の拡大に向け、諸外国の放送局への地道な交渉等により、受信環境の整備を実施する。							

<sup>※</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

(総務省24一③)

政策名(※1)	政策	613:情報通信技術利用環均	きの整備 しゅうしゅう					総合通信基盤局 電気通信事業部	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長 吉田 博史				
政策の概要	層の に ま	系速ブロードバンド利活用。 )競争促進及び利用者利益を らける児童ポルノ等の違法 Lリティの高度化等の推進に 環技術に係る利用環境整備を	在確保することでICT利用ネ ・有害情報及び迷惑メー こより、安心・安全なイン	者の利便性 ルの問題:	生向上を促進する。また、 解決に向けた対策の促進や	インター? ウネット 5	ネット上 フークセ	電波   東楽政策課 他5課室  電波部 電波環境課	分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)				
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】		コードバンド化、IP化の進展 テュリティの強化等を推進す					)促進を図り、ICT利用者の	)利便性向上を実現するほか、情報	政策評価実施予定時期	平成25年8月				
施策目標		測定指標	基準(値)	(※2)		<i>}</i>		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠						
				基準年度		目標年度								
利活用の基盤となるインフラ 整備の促進により、超高速ブ	ì	超高速ブロードバンド サービスの世帯カバー率	95.1% (平成23年9月末時点)	23年度	1 %程度増加	24年度	超高速ブロードバンドの を指標として設定。	インフラ整備及びその利用の進捗	状況を測るため、超高	5速ブロードバンドサービスの世帯カバー率及び利用率				
ロードバンドの利活用向上を 実現すること	2	超高速ブロードバンド サービスの利用率	約45%	23年度	10%程度増加	24年度		、本施策のみならず、税制優遇措置	置や規制改革等の総合	的な推進により達成を図るもの。				
電気通信市場動向等の調査研究を行い、その結果を公正競争ルールの整備に活用することにより、一層の公正競争環境を実現するもの	3	電気通信市場動向等の調査等による競争状況の評価及び省令改正等の実施	る競争状況の評価の実施	23年度	電気通信事業分野における競争状況の評価の実施 及び省令改正等の検討	24年度	電気通信市場動向の調査	等による公正競争確保のための競争	⊅状況の評価及び省令は	改正等の実施を指標として設定。				
迷惑メール対策の強化及びインターネット上の違法・有害 情報への適切な対応により、		特定電子メール法に基づ く迷惑メール対策の措置 件数	行政指導(警告メール) 5,025通 報告徴収 50件 行政処分(措置命令) 10件	23年度	行政指導等の適切な実施	24年度	事前に目標値を設定する 措置件数を行政活動実績		ル問題解決のための特	定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく				
情報へい適切な対応により、 安心・安全なインターネット 環境を実現すること		児童 ポルノサイトの ブロッキングに関する実験」による技術的映画 の分析、インター精楽の上の違法、業務の着実な事態等	相談件数:2,703件	23年度	相談業務の適切な実施	24年度	安心・安全なインターネ 題の分析、インターネッ	ット環境の実現に資するものとし ト上の違法・有害情報に関する個別	て、「児童ポルノサイ 川具体的な場面での相	「トのブロッキングに関する実証実験」による技術的課 談等の適切な実施を指標として設定。				
インターネットのIPv6対応促進により、インターネットとその利用の安定的な発展を確保すること		インターネット関連事業 者におけるインターネッ ト接続サービスのIPv6対 応状況調査の実施		23年度	IPv6サービスの提供状況 等調査の適切な実施	24年度	インターネット関連事業 て設定。	者におけるIPv4アドレスの枯渇状	況やIPv6対応状況、If	Pv6サービスの利用状況等調査の適切な実施を指標とし				
情報セキュリティマネジメントの高度化による情報セキュリティの向上を実現すること	7	情報セキュリティマネジ メントの高度化に係る国 際標準化の提案	ITU-T SG17に標準化に資する提案を実施	23年度	国際標準化の提案の適切 な実施	24年度	調査研究を反映した国際	標準化の提案の適切な実施を指標と	こして設定。					
特定無線設備等に係る市場調 査やMRA研修会等による基準	<b>≛準</b> │		市場調査を行う機器台数、MRA国際研修会の参加者数を「基準認証制度の適正・健全な運用の確保」に向けた行政活動実績を示す指標と											
認証制度の適正・健全な運用 を確保すること	9	MRA国際研修会の参加者 数	80人	23年度	80人	して設定。 24年度								

	達成手段	補正後予算	24年度	関連する	達成手段の概要等					
	(開始年度)	22年度	23年度	当初予算額	指標	<b>建以于权</b> Ⅵ侧女寸				
(1)	電気通信事業における公正競争ルールの整備に資する 調査研究の実施等 (昭和62年度)	93百万円 (68百万円)	122百万円	112百万円	1~3	IP化・ブロードバンド化・モバイル化・ユビキタス化を背景とした電気通信市場の競争状況の変化を正確に把握するための調査研究を行うとともに、一層の競争促進及び利用者利益の確保に必要な料金政策、番号政策に関する調査研究を実施する。				
(2)	電気通信分野の消費者行政の推進 (平成6年度)	218百万円 (167百万円)	667百万円	666百万円	4, 5	インターネット上の違法・有害情報問題に関する専門家の不足等により、対応の判断が困難なことが多い中小のプロバイダ等による違法・有害情報の削除等を促進するため、電話及びメールによる相談を受け付けるとともに、啓発・研修業務を実施する。また、迷惑メール対策については、迷惑メールの最新の実態等の把握・分析や受信者である国民への対応を強化するため、情報収集・分析のためのシステム開発を実施する。				
(3)	インターネットの高度化 (平成12年度)	472百万円 (461百万円)	35百万円	35百万円	6	インターネットの利用に必要なIPv4アドレスは、2011年4月に我が国の共通在庫が枯渇し、インターネットを基盤とした経済活動を維持・拡大するためには迅速かつ円滑なIPv6対応が不可欠であることから、インターネット関連事業者におけるIPv4アドレスの枯渇状況やIPv6対応状況、IPv6サービスの利用状況等の調査を実施する。				
(4)	情報セキュリティの強化 (平成19年度)	9百万円 (8百万円)	9 百万円	9百万円	7	平成22年度から利用者の身近で情報セキュリティ対策をサポートする情報セキュリティサポータを育成する事業を行い、一般利用者の情報セキュリティ水準を向上させる。				
(5)	基準認証制度の推進 (平成12年度)	22百万円 (17百万円)	22百万円	40百万円	8, 9	「電波法」、「電気通信事業法」又は「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(MRA法)」に基づき、技 術基準への適合性の認証等を受けた無線通信機器等について、事後的に技術基準への適合性を確認することにより、無線通信機器等に係る基準 認証制度を適正・健全に維持するとともに、各国の基準認証制度の調査及び研修会を実施し、MRAの的確な実施を確保する。				

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)又は実績(値)を記載。

(総務省24一個)

政策名(※1)	政策	514:電波利用料財源電波監視	等の実施				作成責任者名 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 荻原 直彦
政策の概要	またおり	皮利用共益事務は、電波法第10 公平かつ能率的な利用を確保すっ で認利用料の予算額につい り、また、3年毎の電波利用料の 許務として適切なものについ	ることによって公共ので ては、毎年度予算要求の見直しの際、公開に	面値を相違りで の過程におい よる研究会の	ること」に負するもの て、財務省との調整を 開催や、パブリックコ	。 -経て政府案と 1メントの募集	など、電波利用
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	電波	皮監視等無線局全体の受益を直接	その目的として行う事務(	電波利用共益署	事務)の確実な実施を推	進することによ	り、電波の適正な利用を確保する。 政策評価実施予定時期 平成25年8月
施策目標		測定指標	基準(値)		目標(値)	(※2)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
2014   21		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- 1 (III)	基準年度		目標年度	
電波監視業務の実施により、電波利用の適正化及び 良好な電波利用環境の維持 を図ること		重要無線通信妨害への措置率	100%	23年度	100%	24年度	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、重要 無線通信妨害への措置率を指標として設定。
電波が人体等に与える影響 を科学的に検証することに より、安心して安全に電波 を利用できる環境を整備す るもの	2	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合	80%	23年度	80%	24年度	研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。
電波の能率的かつ安全な利 用の確保に関する説明会等 を実施することにより、リ テラシーの向上を図るもの	3	電波の能率的な利用や安全 性に関する全国各地での説明会・周知啓発活動の開催 回数	22回	23年度	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で21回以上開催	24年度	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会・周知啓発活動の開催回数を指標として設定。
無線局監理事務の迅速化・ 効率化により、電波の利用		総合無線局監理システムで 監理する無線局数とシステム稼働率(計画停止を除く)	99%	23年度	無線局数の増加に影響されることなく 99%以上確保(システム稼働率)	24年度	無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務 処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指
者への行政サービスの向上を図ること		電子申請率(無線局免許申	:		65%	24年度	標として設定。また、事務の効率化と利用者の利便性向上に資する電子申請の申請率を併せて指標として設定。
	5	請及び無線局再免許申請の 合計値)	57.0%	23年度	70%	25年度	
周波数の効率利用技術等の開発による電波資源の拡大により、新たな周波数需要に対応すること		外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究開発成果があったと判定された課題の割合	80%	23年度	80%	24年度	研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。
周波数の逼迫により生じる 混信・輻輳の解消又は軽減 することにより、電波の有 効利用を促進するもの	7	外部専門家による評価において、当初の見込みどおり いて、当初の見込みどおり かそれを上回る成果があっ たと判定された課題の割合	80%	23年度	80%	24年度	技術試験事務の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。

	不利地域等における電 有効利用を促進するご		携帯電話サービスエリア外 地域に居住する人口(整備 要望がない地域の人口を除 く。)	7. 1万人	22年度	6.0万人	24年度	行政事業レビュー(公開プロセス)の議論を踏まえ、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)を指標として設定。終期目標の設定については、今後検討。
215	より、電波の適正な₹ 確保するもの		地上デジタル放送の難視対 策世帯数	16.1万世帯	23年度	〇世帯 (難視解消後の世帯 数)	26年度	地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があるため、難視対策世帯数を指標として設定。
		達成		補正後予算	額(執行額)	24年度	関連する	達成手段の概要等
	(	開始年	年度)	22年度	23年度	当初予算額	指標	<b>建</b> 拟于校 <b>Ⅵ似</b> 女寸
(1)	電波監視業務の実施 (平成5年度)			5,541百万円 (5,167百万円)	6, 928百万円	5, 657百万円	1	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波 の発射源を探査するための電波監視施設の整備・不法無線局の取締りを実施する。 重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知啓発活動を実施する。
(2)	電波の安全性に関する調査の実施及び評価技術 (平成11年度)		913百万円 (706百万円)	843百万円	838百万円	2	世界保健機関(WHO)は、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心に応えるため、各国の参加を得て国際的なプロジェクトを1996年(平成8年)に発足させ検討を進めており、2013年(平成25年)頃に取りまとめ予定である。本件は、このような国際的な状況を踏まえ、我が国国民の安心安全のため、(1)WHO優先的研究課題を踏まえた生物学的影響に関する研究(生体電磁環境研究)の実施、(2)生体電磁環境研究の実施に必要な電波ばく露装置及び人体を模擬した解析モデルの開発等の実施、(3)ペースメーカーへの影響を防止するための調査を実施する。	
(3)	周波数使用等に関す (平成21年度)	るリラ	テラシーの向上	242百万円 (135百万円)	201百万円	190百万円	3	電波が人体や医療機器等に与える影響について、これまでの各種調査によって得られた知見等を説明会の開催、説明資料等の作成等により、さまざまなニーズに応じた情報提供を行うとともに、国民からの問い合わせ等に対応する。 民間ボランティアに地域社会に密着した立場を生かした電波利用に関する情報提供活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から電波の公平かつ能率的な利用を確保する。
(4)	総合無線局監理シス (平成5年度)	テムの	の構築と運用	5, 957百万円 (5, 794百万円)	5, 791百万円	6, 628百万円	4, 5	平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監理システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30~60万件)を迅速かつ効率的に実施する。 無線局免許人等に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供する。
(5)	電波資源拡大のため (平成17年度)	の研究	究開発	7, 243百万円 (6, 994百万円)	7, 490百万円	7,878百万円	6	周波数の逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するため、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する 技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術について研究開発を行う。
(6)	周波数逼迫対策技術 (平成8年度)	試験	事務	3, 293百万円 (2, 479百万円)	3,840百万円	4, 024百万円	7	周波数の逼迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を 策定する。
(7)	(7) 無線システム普及支援事業・遮へい (平成17年度<携帯電話>、平成20年度<地デジ>)		66,790百万円 (42,373百万円)	57, 488百万円	37. 241百万円	8, 9	<携帯電話>地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局建設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に当該基地局建設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助する。 <地デジ>計画を策定した上で、国の支援等により、中継局、共聴施設、高性能アンテナの整備等を促進し、難視解消を図る。	

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 測定指標に対する年度ごとの目標(値)がある場合には、目標(値)及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

(総務省24一⑮)

	政策名(※)	政策	515:ICT分野における国際	戦略の推進								作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長中矢 徹	
	政策の概要	解決	きの基本目標達成に向けて、 そ、連携強化を図る。また、 系の構築及び我が国ICT企業	多様な手段を用いた	我が国						情報通信国際戦略局 国際政策課 他 4 課室	分野【政策体系上の位 置付け】	情報通信(ICT政策)	
基本目 及び目 拠】	標【達成すべき目標 標設定の考え方・根	二国ワー	間・多国間等の枠組みによる -ク社会の実現へ貢献する。	国際的な課題を解決す	<sup>-</sup> るため	の協調及び	貢献、ICT分野における国	際競争力強化	に向けた海外原	展開支援の推進を通し	こて、グローバルな高度情報通信ネット	政策評価実施予定時期	平成25年8月	
	45 65 D 18		VPU										a ID lie	
	施策目標		測定指標	基準(値)		基準年度	目標(値)	目標年度	测定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠 					
みによ 解決す 貢献の ローバ	・多国間等の枠組を る国際のの協調及の を るたまで を の が の は に き き き を の に る た は ら の に る た は ら の に る た は り り の は り り も は り り も は り り も ま り り も も り り も ま も り も も も も り り る に も り の し に り り し り し り し り り し り り り り り り り り	1	二国間での定期協議、政 策協議、国際機関等にお ける会議への参画及び意 見交換の実施状況	7 🛭		23年度	APEC 電気気通信・情報 通信大臣議会関係会の及び日中の及びの及びの2国際ののでのである。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 が	24年度	国際会議への設定。	多画及び意見交換に	<b>における協議・交渉を通じて国際的</b> :	な課題解決のための協	調及び貢献が行われるため、指標として	
	すること	2	ICT分野に関する協力強 化について合意した途上 国数			23年度	10カ国以上	24年度	ICT分野におり 設定。	ける諸外国との協力	1関係の構築により、国際的なデジタ	タルディバイド解消等の	の課題解決につながるため、指標として	
10T // III	31- +\1- 7 (S) 1897 *** 42	海外におけるセミナー・ シンポジウムの開催、 ミッション団派遣等の実 施状況		4回程度 (セミナー等) 3回程度 (ミッション団)		23年度	4回程度 (セミナー等) 4回程度 (ミッション団)	24年度	海外におけるめ、指標とし		ジウムの開催、ミッション団派遣等	€の実施は、我が国のⅠ	37分野における国際展開支援に資するた	
力強化 支援等 ローバ	所における国際競争 に向けた海外リ の推進に度情報 のな高さ でのなら で のこと	4	ICT海外展開の推進の実 施状況	政府のパッケージ型 フラ海外展開の方針 まえた、ICT先進事業 展開プロジェクトの扌	を踏 国際	21年度	政イ方省モ築こ開 所のフを強力を が明ままして が明ままして が明まで が明まで が明まで が明まで が明まで が明まで が明まで が明まで	24年度	ICT海外展開の	の推進におけるモデ	ルシステム構築・運営の実施は、【(	CT産業の国際競争力強	化に資するため、指標として設定。	
	達	成手.	<del>-</del> 段	補正後予算額	· (執行額	頂)	24年度	関連する			法はモのの	概画学		
		始年.		22年度	2	!3年度	当初予算額	指標			達成手段の	W安守 ————————————————————————————————————		
	二国間・多国間等の (1) 解決するための協調 (昭和24年度)		dみによる国際的な課題を 貢献の推進	1, 400百万円 (1, 311百万円)			1, 328百万円	1, 2	関係の構築及	び人材育成セミナー		解決するための二国間	、国際機関等への貢献、途上国との協力 ・多国間等の枠組みによる国際的な課題 実現へ貢献する。	
			際競争力強化に向けた海外展開 2,556百万円 (2,463百万円)		1, 53	34百万円	1,540百万円	3, 4			ジウムの開催、ミッション団派遣及 ≿海外展開支援等を推進し、グロー.		プロジェクトの実施等により、ICT分野ットワーク社会の実現へ貢献する。	
\*/ TL #6	I I I FO IT ME TO THE P	Auto E. T.	価の改善古等に依る取組につい		John S.T. Jan.	A 4 4- A		D	1 - 54- 414					

<sup>※</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

(総務省24一個)

							(利めが) 日 Z ユー (も)
政策名(※1)	政策	16:郵政行政の推進(郵	政民営化の円滑な推進)				作成責任者名 情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 佐々木 祐二
政策の概要	令広さを合	報告等)を行う。信書便 活動を推進する。 に、国際郵便サービスに でさせていくために人的 (APPU) 大会議(4年に1	ために必要な制度整備を 事業については、新規参入 おける利用者利便の向上や 貢献や財政的貢献を継続的 度開催)においては、各種 換を行うなどして、相互の3	の促進及び サービスの こ行う。特I 議案の審議	信書便に関する利用者の 多様化のため、万国郵優 こ、UPU大会議(4年に に積極的に参画しつつ:	の認知度の向 更連合(UPU) 1度開催)、	上を図るため、周知・ 担当部局課室名 位画課他 6 課室 等の議論に我が国政策 アジア=太平洋郵便連
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	より	【民営化に必要な制度整備? 郵便局で一体的かつあまね を推進することにより、利用	く全国において公平に利用で	)役務、簡易 きることを確保	な貯蓄、送金及び債権債 はするほか、国際分野によ	i務の決済の役 いては、多国	務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法に 間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な 政策評価実施予定時期 平成25年8月
施策目標		測定指標	基準(値)	·※2) 基準年度	· 目標(値)	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
郵政民営化法等の一部を改 正する等の法律成立に伴う 政省令の制定など、郵政民		郵政民営化に必要な制度 整備の確実な実施	継続審議となっていた政 提出の郵政改革関連法議 提出の郵政改革関連法案 平成24年3月30日の衆議承 れ、同日に、「郵政民営化) 等の一(奈法第6号)が 議院へ提出	t 完 さ 23年度 去	制度整備の確実な実施	<b>他 24年度</b>	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律成立に伴う政省令の制定など、郵政民営化に必要な制度整備を確実に行うことにより、 利用者利便の向上に資することから、当該制度整備の確実な実施を指標として設定。
営化に必要な制度整備を確実に行うほか、日本郵政グループの健全な業務運営、 事業展開を確保することに		日本郵政グループの健全 な業務運営等	約24,000局 (郵便局数)	23年度	郵便局ネットワーク 準の維持	水 24年度	2074 市业 0.7000 1. 0.72 平 4.00 年 4.77 10 7. 4. 4. 7. 7. 4. 1. 1. 2. 20 下 4. 4. 20 平 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.
より、利用者利便の向上を 図るもの	2		約10万本 (郵便差出箱数)	19年度	郵便サービス水準の維	持 24年度	郵政事業の確実かつ適正な実施が確保されているかという観点から、健全な業務運営等を指標として設定。 ・郵便局ネットワーク水準の維持(平成23年度末郵便局数) ・郵便サービス水準の維持(公社化時(平成19年度)郵便差出箱の本数) ・郵便サービス水準の維持(郵便事業株式会社 平成24事業年度 事業計画(送達日数達成率))
			98.6% (送達日数達成率)	23年度	97%以上	24年度	
信書便事業分野において傾全な競争環境が整備されることにより、新規参入がだ発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図るもの	3	信書便事業への新規参入	374者	23年度	信書便事業者数の増	24年度	民間参入の状況が進展することにより、利用者の選択の機会の拡大が図られ、利用者利便の向上に資することから、信書便事業へ の新規参入を指標として設定。
万国郵便連合(UPU)における環境対策の強化や条約の法的安定性を確保すること		UPU活動への人的貢献 (職員の派遣数)	2名	23年度	前年度実績値の維持	24年度	UPUにおいて我が国の施策を反映させる観点から、人的・財政的貢献を指標として設定。
により、利用者利便の向上を図るもの	5	UPU活動への財政的貢献 (分担金)	2, 202千スイスフラン (187百円)	23年度	前年度実績値の維持	24年度	の OC 63 い 、
	(手段 日年度		補正後予算額(執行額) 22年度 23年度		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等
郵政民営化の円滑な推 (1) 域社会の活性化等 (平成15年度)	進に	よる国民生活の確保・地	131百万円 (88百万円) 13	6百万円	88百万円	1~3	日本郵政グループ等及び信書便事業者に対し、関係法令等の規定に基づき必要な監督及び検査等を行い、健全な業務運営及び事業 展開の確保を求める。 また、郵政事業の担う公益性と地域への貢献、郵便・信書便事業分野の健全な競争環境の整備、その他、郵便事業における利用者 利便の向上等についての調査・分析を行い、当該調査・分析の結果を踏まえ、郵政民営化に必要な制度整備の検討を進める。
(2) 国際郵便及び国際送金 (平成15年度)	分野(	こおける国際協調の推進	282百万円 (251百万円) 27	7百万円	333百万円	4, 5	UPUの各種会議において加盟国と国際郵便・送金に関する意見交換等を行い、意見交換等を通じた、加盟国との環境対策の強化や制度改正についてのコンセンサスを形成し、利用者利便の向上に寄与する。
※1 政策とけ「日堙管理刑の政	htrāt in	T = 7 = 401 - 1	· - /	A 101=44 A	***********	* <del></del>	* ( - 24 V)

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)又は実績(値)を記載。

(総務省24-①)

	政策名 <sup>(※1)</sup>	政策	[17:一般戦災死没者追悼	草等の事業の推進			担当部局 課室名	大臣官房総務課管理室、特別基	作成責任者名	総務課管理室・特別基 金事業推進室 室長 北原 久			
	政策の概要 一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること										金事業推進室	分野【政策体系上の位 置付け】	国民生活と安心・安全
	目標【達成すべき目標及び 標設定の考え方・根拠】											政策評価実施予定時期	平成25年8月
	施策目標	測定指標		基準(値)		(※2)	目標(値)				測定指標の選定理由及び目標(	値)(水準・目標年度)の	設定の根拠
						基準年度			目標年度				
るたと	戦災死没者の追悼に資す め、一般戦災について次 代に伝えていくこと		戦災に関する展示会の 来場者数	1, 117名		19~23年度 平均	1,200名		24年度	いくことに	「る展示会への来場は、一般戦災に こつながることから、指標として記 ≘ (9.8%増))。		
	. 戦後強制抑留者及び引 の労苦を継承すること		平和祈念資料の展示会 等の来場者数	59, 363名 (14, 750名)		23年度 (22年10月 ~23年3月)	50,000名			伝えるため することが! (広報予算:	強制抑留者及び引揚者の方々の労治には、多くの方々に展示会等へ来場重要であることから、指標として設定。が半減となり、今後、来場者数が減り は標値を維持。)	していただき、実物資料に	こ触れるなどの機会を提供
	達成手	-段		補正後予算額(執行額) (百万円)			24年度	関連する			'++T (1)	E Mr	
	(開始年			22年度	23	年度	当初予算額 (百万円)	指標		達成手段の概要等			
(1)	戦災に関する展示会の開 (昭和52年度)			381百万円 (282百万円) 306百		百万円	284百万円	戦災に関す とにつなが			催することは、一般戦災に関する	国民の理解を深め、次	の世代に伝えていくこ
(2)	(2) 平和祈念資料の展示会等 (平成22年度)		催等	330百万円 (258百万円) 584百万円		百万円	467百万円	2	平和祈念資料め、広く国民	の展示会等にこれらの	を開催することは、兵士、戦後強 労苦を伝えることにつながる。	制抑留者及び引揚者の	労苦について理解を深

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)又は実績(値)を記載。

(総務省24-18)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政策	518: 恩給行政の推進						作成責任者名 人事・恩給局恩給企画課長 渡邉 清	
政策の概要							担当部局課室名		
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	高齢	合化が進んでいる恩給受給者、請	『求者に対して、より一層	の行政サー	-ビスの向上	を図る。		政策評価実施予定時期 平成25年8月	
施策目標	施策目標 測定指標				(※2) 基準年度	目標(値)		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠 度
恩給請求について、未処理案 件比率の低下に努めることを 通じ、受給者等に対するサー ピスの向上を図ること	っことを 1 案件比率(年度末における 0.55か月分 19~23年度 0.5か月分未満 24年度 ・るサー 1 残件数/月間平均処理件 (19~23年度の平均値) 19~23年度			24年度	請求未処理案件比率の低下に努めることにより、迅速な請求処理を担保できると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。				
相談対応の充実による恩給相 談電話混雑率の低下、相談者 の満足度の向上に努めること	2	恩給相談電話混雑率	21.8% (19~23年度の平均値)		19~23年度	20%以下		24年度	相談対応を充実し、恩給相談電話の混雑率の緩和に努めることにより、相談者の待ち時間を減らすことできると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。
の	3	恩給相談者(来訪者)の満 足度・納得度	97.2% (20~23年度の平	均値)	20~23年度	97. 2%以上	:	24年度	恩給相談のために来庁した方の満足度・納得度は、的確な相談対応に努めることで向上させることができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去4年間の実績の平均値を基準として目標値を設定(19年度は計測せず))。 【計測方法】全来訪者を対象とした記入式アンケート
達用(開射	或手具 冶年[		補正後予算額(執行額) 22年度 23 <sup>2</sup>		年度	24年度 関連する 当初予算額 指標			達成手段の概要等
(1) 恩給支給事業(明治8年	(1) 恩給支給事業 (明治8年度)			ŕ	3百万円			行っている	給者等に対するサービスの向上に寄与するため、恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を いる。

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)または実績(値)を記載。

(総務省24-19)

									(1007) 624 (0)	
政策名(※1)	政策19:公的統計の体系的な整備	<b>計・提供</b>						作成責任者名	統計局総務課長 會田 雅人 政策統括官(統計基準担当)付統 計企画管理官 白岩 俊	
政策の概要	・平成21年4月に全面施行された 「公的統計の整備に関する基本的 ることで、公的統計を体系的かっ ・統計制度の企画・立案、基準の を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対成	りな計画」(以下「基本計画」 の効率的に整備し、統計調査の の設定及び調整並びに社会経済	という。) 量的・質的 情勢を把握	に掲げられた施策を着実に推進 内容の向上を図る。	名	統計局総務課 政策統括官(統計基準担当)付 統計企画管理官室	分野【政策体系上の 位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及 び目標設定の考え方・根拠】	国民・企業等の様々な意思決定の 査を着実に実施し、統計情報を的確	とめの「社会の情報基盤」として、! Eに提供することで、国民経済の健	必要不可欠 建全な発展及	な公的統計を体系的かつ効率的に なび国民生活の向上に寄与する。	こ整備した.	上で、統計需要や	調査環境の変化に対応した統計調	政策評価実施予定時期	平成25年8月	
₩ M □ 4m	池中花井	甘淮/压\	(※2)	口标(注)			ᄱᅌᄯᄺᄼᄬᅌᄪᅩᅩᄼᄼᅜᄺ	5/法)/火港 日播左座		
施策目標	測定指標	基準(値)	基準年度	目標(値) 目標						
	平成24年度中にオーダー 1メード集計又は匿名データ の提供を実施する統計調査	29調査	23年度	30調査以上	24年度	きかけを行うこ	と等により、各府省がこれらの対	対象となる統計調査の	ることとされており、各府省に働 か拡大を図り、また、利用の実績が たがるため指標として設定(平成23	
統計を、国民全体が広く利 活用できるよう体系的・効 率的に整備し、より一層国	平成24年度中にオーダー 2 メード集計又は匿名データ の提供の申出を受けた件数	43件	23年度	50件以上	24年度	年度実績を基準	、より、眉曲氏に脱品が明めたたとして、目標値を設定(1につし	ハては23年度実績以上	こ、2については1割増))。	
民に有効に活用されるものにすること	事業所・企業を対象とする 3 調査に関する重複是正措置 の実施率	92. 2%	23年度	93%以上	24年度	基本計画では、報告者負担の軽減方策を進めるこ きかけを行うこと等により、事業所及び企業の記 図企業の負担軽減につながるため特優として軽調		■査対象の重複是正等	Fの措置が進展することで、より一	
	事業所・企業を対象とする 4 調査に関する履歴登録措置 の実施率	84. 9%	23年度	85%以上	24年度	層企業の負担軽 度実績以上))		こつながるため指標として設定(平成23年度実績を基準とし		
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計 を確実に作成し、国民に提 供すること	経済・社会の環境変化に対応した統計調査を確実に実施し、平成24年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表しているか	100%	23年度	100%	24年度		の工程が公表であり、これが予定 として設定(平成23年度実績を基		へることが、統計の確実な実施につ 設定(同程度))。	
	統計局所管統計調査について主要5紙(朝日、読売、 毎日、日経、産経)に掲載された記事数	512件	23年度	年間520件以上	24年度	とにより、調査			く正確にその内容が掲載されるこ Nら指標として設定(平成23年度実	
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利	統計局所管統計調査結果に 7 ついて各府省の年次報告書 (白書)に掲載された件数	369件	23年度	年間370件以上	24年度	(即ち年次報告			周査結果のより適切な利活用の促進 設定(平成23年度実績を基準とし	
便性の向上を図ること	「政府統計の総合窓口(e- 8 Stat)」の統計表等へのア クセス件数	5, 122万件	23年度	年間5,000万件以上	24年度		便性の向上やコンテンツの充実を して設定(平成23年度実績を基準		t計情報の利用の促進が見込まれる ☑(同程度))。	
	統計局・政策統括官(統計基 9 準担当)・統計研修所ホーム ページの総アクセス件数	7, 499万件	23年度	年間7,500万件以上	24年度		便性の向上やコンテンツの充実を して設定(平成23年度実績を基準		計情報の利用の促進が見込まれる 设定(同程度))。	

Ξ.	計情報を的確に提供する とにより統計利用者の利 生の向上を図ること		) ) book of 计情報) 23年度	年刊:5冊 ・日本統計年鑑 (11 ・日本の統計 (3月 ・世界の統計 (3月 ・Statistical Hand Japan (8月) ・PSI (ポケット統計 年報 (10月)	) ) lbook of	24年度	総合統計書を毎年定期的な期日に確実に刊行することが、総合統計書の利用者の便に寄与するため、指標として設定。なお、PSI(ポケット統計情報)月報については平成23年度で廃止となったため、24年度の目標は年間5冊とした。
	達成手段(開始在第)	補正後予算	額(執行額)	24年度	関連する		達成手段の概要等
	(開始年度) 	22年度	23年度	当初予算額	指標		
(1)	) 統計調査の実施等事業(経常調査等)(昭和21年度)	5, 401百万円 (5, 097百万円)	5, 149百万円	5, 382百万円	5~7、 9、10		調査について、毎年度確実に実施し、その調査結果を遅滞なく公表するとともに、オンライン調査の導
(2)	) 統計調査の実施等事業 (周期調査) (大正9年度)	64, 472百万円 (63, 964百万円)	10,036百万円	6,865百万円	6~7		公表の早期化など、各方面からの統計利用ニーズを踏まえた統計調査の見直しや、調査環境の変化に対置を講じていくことで統計を確実に作成し、国民に提供することに寄与する。
(3)	)統計体系整備事業(昭和22年度)	11, 923百万円 (11, 345百万円)	10, 767百万円	10,601百万円	1 ~ 4	統計デー	予算の中で効率的かつ効果的に統計体系の整備を進めるため、より効率的・効果的な基本計画の実施、 タの有効活用、負担軽減の実施(重複是正、行政記録情報の活用)、人材育成、統計調査環境の整備な 適切に対応していく。
(4)	) 統計調査等業務の最適化事業(平成18年度)	775百万円 (770百万円)	695百万円	754百万円	8、9		等業務について、情報通信技術の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、行政機関の違いを意 ことのない便利で使いやすい統計の利用環境を国民等に提供するとともに、業務の簡素化、効率化等を

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

<sup>※2</sup> 基準(値)または実績(値)を記載。

(総務省24-20)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政領	620:消防防災体制の充身	三強化				作成責任者名 消防庁総務課 室田 哲男課長								
政策の概要	る。 中、	また、国際情勢・社会系 国民の生命、身体及び則	でも大規模地震が発生する可能性が 経済情勢の変化等により、テロや危 対産を災害から守るため、消防防災 引上させるための総合的な政策を実施	険物事故等 ・危機管理	いる。こうした	担当部局 課室名 消防庁総務課他14課室 分野【政策体系上の位 置付け】 国民生活と安心・安全									
基本目標【達成すべき目標及び 目標設定の考え方・根拠】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状 況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。														
施策目標		測定指標	基準(値)	(※2)	(※3) 目標(値) ;		・ 測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠								
<b>心</b> 宋口保		炽处徂徕	<b>奉华(</b> 他)	基準年度	口惊(电)	目標年度									
	1	消防団員数	879, 978人	23年度	消防団員数の増加(対前年度増)	24年度	消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動を始め多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしており、消防団員数の増加が地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。								
	2	うち女性消防団員数	19, 577人	23年度	うち女性消防団員数 (20,000人)	24年度	被雇用者団員の比率が高くなる中、地域の安全確保という消防団の役割を果たしていくためには、地域に密着して生活しており、地域コミュニティとの結びつきが強い女性消防団員の確保が重要であることから、指標として設定。								
	3	うち学生消防団員数	2, 056人	23年度	うち学生消防団員数(2,300人)	24年度	団員の平均年齢が上昇しているところ、若年層を中心とした消防団への参加促進が課題となっていることから、指標として設定。								
緊急消防援助隊・消防防災体	4 自主防災組織の組織活動カバー率		76%	23年度	78%	24年度	自主防災組織の活動カバー率の増加が地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。								
制の充実強化による国民の安心・安全の向上を図ること	5	消防団協力事業所表示 制度導入市町村数	868市町村	23年度	1,000市町村	24年度	将来的に、全ての市町村で消防団協力事業所表示制度を導入することを目指しており、本制度導入市町村数を毎年度増加させていくことが地域における総合的な防災力の強化につながることから目標として設定。								
	6	防災拠点となる公共施	75.7%	22年度	耐震率の向上(対前年度増)	24年度	  防災拠点となる公共施設等の耐震率の増加が地域における総合的な防災力の強化につなか								
		設等の耐震率	70.7%	22一汉	85%	25年度	ることから、指標として設定。								
	7	消防の広域化の推進の 環境整備のための取組 状況	平成23年12月1日現在、全国797 消防本部のうち、平成24年度末までに21ブロック(68消防本部1 村)、また平成25年度以降では11 ブロック(65消防本部13村)が広域化する可能性がある。	23年度	広域化を検討している市町村を対象とした自主的な消防の広域化の 推進支援による小規模消防本部の 減少	24年度	小規模な消防本部においては、出動体制、消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で厳しい状況にあることが指摘されているため、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることは消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。								

	8	住宅火災による死者数 (放火自殺者等を除 く。)	住宅火災による死者数1,022人(平 成22年中)	22年度	住宅火災による死者数1,000人以下	24年度	住宅防火対策の一層の推進は、消防防災体制の充実強化につながり、対策の結果として住	
					平成27年までに平成17年の1,220 人からの半減	27年度	宅火災による死者数の減少が見込まれることから、指標として設定。	
	9	住宅用火災警報器の設 置率	71.1% (平成23年 6 月推計設置率)	23年度	推計設置率の向上(対前年度比)	24年度	住宅用火災警報器の設置率の向上が、身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。	
	10	防火対象物定期点検の 実施率の向上	58. 1%	22年度	70. 0%	24年度	防火対象物定期点検の実施率の向上が、防火対象物の安全性の向上につながり、身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。	
	11	特定違反対象物数の改 善	229件	22年度	特定違反対象物数の減少(対前年 度減)	24年度	特定違反対象物数の減少が身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。	
	12	危険物施設における事 故件数	561件(基準年度から起算した過去5年間の平均事故件数)	23年度	目標年度から起算した過去5年間 の平均事故件数の低減	24年度	危険物事故防止対策の推進は、身近な生活における安心・安全の確保につながり、対策の 結果として危険物施設における事故件数の減少が見込まれることから、指標として設定。	
緊急消防援助隊・消防防災体 制の充実強化による国民の安 心・安全の向上を図ること	13	石油コンビナート等特 別防災区域の特定事業 所の事故件数	219件(基準年度から起算した過 去5年間の平均事故件数)	22年度	目標年度から起算した過去5年間 の平均事故件数の低減	24年度	石油コンビナート等特別防災区域での事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、 周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区 域における事故件数の減少が見込まれることから、指標として設定。	
	14	緊急消防援助隊の登録 隊数	4, 354隊 (平成23年 4 月 1 日時点)	23年度	対前年度増	24年度	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の充実強化が 必要であることから、指標として設定。目標値については、首都直下地震等への態勢を見	
					おおむね4,500隊	25年度	- 据え、平成21年3月に消防組織法に基づく計画に示しているところ。今後、政府において 示される南海トラフ地震の被害想定などを受けて、消防庁としても基本計画の必要な見直 しを検討。	
	15	平成21年度からの補助 金による緊急消防援助 隊の車両及び航空機等 の整備	826件	23年度	車両及び航空機等の整備	24年度	大規模災害や特殊災害における活動体制を確保するために、必要な設備を計画的に整備する必要があるため指標として設定。	
	16	消防救急無線のデジタ ル化着手済団体数	91消防本部	23年度	100消防本部	24年度	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行うために必要な消防救急無線の デジタル化による高度化が効果的であることから、指標として設定。	
	17	市町村防災行政無線 (同報系) の整備率	76. 4%	22年度	整備率の向上	24年度	市町村の自発的な整備の促進による、市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、 災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につなが ることから、指標として設定。	
	18	全国瞬時警報システム (J-ALERT) 自動起動機 の整備率	65. 8%	23年度	整備率の向上	24年度	市町村の自発的な整備の促進による、全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機の整備率の向上は、災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	
救急救命体制の強化・国際的	19	国際緊急援助隊の一員 である国際消防救助隊 登録隊員に対する教育 訓練を行った国際消防	「国際消防救助隊の実戦的訓練」 を実施(全国3会場)599人の隊 員の内33%に当たる198人が訓練	23年度	国際消防援助隊の訓練・教育等の 実施(全国3会場) 599人の隊員の内60%以上の隊員 が訓練に参加(平成23年度と合わ せて)	24年度	国際緊急援助隊(JDR)の一員である国際消防救助隊(IRT-JF)の訓練・研修等を実施することにより、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制を整えることは、国際消防救助隊の充実、能力強化を図ることにつながることから、指標として設定	
救急救命体制の強化・国际的な消防防災体制の充実による国民の安心・安全の向上を図ること		救助隊登録消防本部数	に参加		全ての隊員が訓練に参加	25年度		
	20	救命率の推移	心原性かつ一般市民によって心肺 機能停止の時点が目撃された症例 の1ヶ月後生存率11.4% (平成22年中)	22年度	救急搬送における救命率の向上 (対前年度増)	24年度	救急救命体制の充実が、救命率の向上につながることから、指標として設定。	

救急救命体制の強化・国際的な消防防災体制の充実による国民の安心・安全の向上を図ること		21	受入医療機関の選定困 難事案の割合	(受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案3.8% 產料・周產期傷病者搬送事案 3.8% か児傷病者搬送事案3.2% 救命救急センター等搬送事案 3.8% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案4.8% 產科・周產期傷病者搬送事案 6.9% 小児傷病者搬送事案割合 2.5% 救命救急センター等搬送事案 6.9% (平成22年中)		22年度	受入医療機関の選定困難事案の割 合の低下		24年度	改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入 医療機関の選定困難事案の割合の低下につながると考えられることから、指標として設 定。	
		22	心肺機能停止傷病者へ の応急手当実施率(救 急現場において住民に より実施されたもの)	心肺停止傷病者への応 率 42.7% (平成22年中)	急手当実施	22年度	実施率の向上		24年度	応急手当の普及啓発を図ることで、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応 急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。	
達成手段 (開始年度)			補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等				
	(用如牛皮)			22年度	23年	F度 ————		7日1示			
(1) 地域における総合的な防災力の強化 (平成20年度)			388百万円 (281百万円)	304百万円		302百万円	1 ~ 6	消防団や自主防災組織等の地域に密着した防災組織、民間企業等の連携による予防活動や防災意識の普及・啓発、防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進により行政と住民が一体となった地域防災力の強化を図る。			
(2) 消防防災体制の充実 (平成20年度)			10, 226百万円 (7, 311百万円)	68, 484百万円		9, 367百万円	7,14~19	緊急消防援助隊の充実強化(補助金等を活用した資機材や車両等の配備、登録隊数の整備)、情報伝達体制の強化(市町村防災行政無線の整備、J-ALENTによる住民への緊急情報の伝達手段の整備)、消防救急 デジタル無線の整備促進、消防の広域化の推進、救助活動能力の向上、国際消防救助隊の迅速・効果的な 対応体制の整備により、国内の災害対応力の向上、有事の際の国民保護体制の確保、諸外国における災害 支援体制の向上を図る。			
(3)	救急救命体制の充実 (平成20年度)		488百万円 (227百万円)	203百万円		84百万円	20~22		肖防と医療の連携強化(傷病者の搬送・受入体制の整備)、救急業務の高度化・実施体制の充実、一般市 民に対する救命講習等による応急手当の普及促進により、救命率の向上、予後の改善を図る。		
(4) 身近な生活における安心・安全の確保 (平成20年度) ※1 政策とは「日煙管理型の政策証価の改業方策に係る取組につ				615百万円 (532百万円)	935百		934百万円	8 <b>~</b> 13	設備の普及、防 善)、危険物施 の被害の軽減を	限器の普及等による住宅防火対策の推進、公共施設における高齢者や障害者等に適した警報 5火対象物の大規模・複合化を踏まえた防火安全対策(定期点検実施、特定違反対象物の改 設や石油コンビナートにおける地震・津波対策の推進により、身近な生活における火災等 図る。	

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。 ※2 基準(値)又は実績(値)を記載。 ※3 測定指標に対する年度ごとの目標(値)がある場合には、目標(値)及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。